

3月1日 食品衛生分科会

その他の報告事項に関する資料

#### (4) その他の報告事項

- ①平成 19～23 年度食品中の残留農薬等検査結果 . . . . . 1
- ②食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会中間取りまとめ ・ 2 4
- ③牛海綿状脳症（BSE）対策の現状について . . . . . 3 5
- ④平成 28 年度輸入食品監視指導計画（案）について . . . . . 3 7
- ⑤食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について . . . 6 7

## 平成19～23年度 食品中の残留農薬等検査結果

食品中の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）については、地方公共団体による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査<sup>注1)</sup>が監視指導計画等に基づき行われており、検査の結果、残留基準に適合しない場合には回収、廃棄等の措置が講じられるほか、必要に応じて、農薬等の適切な使用等について指導が行われている。

今般、平成19年度から平成23年度に実施された検査について、地方公共団体及び検疫所から報告があった検査結果をとりまとめたので報告する<sup>注2)</sup>。

注1) 検疫所による検査は、登録検査機関により通関前に実施される命令検査及び自主検査を含む。

注2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の結果を含む。

### 1. 集計方法

地方公共団体及び検疫所から報告された検査結果について、年度ごとに、検査対象の各食品を国産品・輸入品に区分した上、農薬等の検査数、検出数、基準値超過数、検出値の範囲（最小値、最大値）等を集計した。

なお、各検査機関における試験法や検出限界等は統一されておらず、検出値が0.01ppm未満であっても、検出事例として検出数に計上した。

### 2. 集計結果及び考察

年度ごとに、全食品及び各食品区分（農産物、畜水産物、加工食品）における農薬等の検査数、検出数及び基準値超過数を表1にとりまとめた。また、食品区分ごとに、全体、国産品、輸入品の別で、検出割合が高い農薬等（各年度、検査数が100件以上であった農薬等のうち、上位20品目）について、検査数、検出数、検出割合、検出値の範囲（最小値、最大値）を表2～10にとりまとめた。

表1:総括表（検査数、検出数、基準値超過数等）

表2-表10:検出割合の高い農薬等（各年度、検査数100件以上の農薬等について集計）

表2	農産物（全体）
表3	農産物（国産品）
表4	農産物（輸入品）
表5	畜水産物（全体）
表6	畜水産物（国産品）
表7	畜水産物（輸入品）
表8	加工食品（全体）
表9	加工食品（国産品）
表10	加工食品（輸入品）

### (1) 全体

検査の総数は、平成 19 年度は 372 万件、平成 20 年度は 413 万件、平成 21 年度は 440 万件、平成 22 年度は 434 万件、平成 23 年度は 437 万件であった。

国産品・輸入品を合わせた全体での検出割合は、平成 19 年度は 0.32%、平成 20 年度は 0.28%、平成 21 年度は 0.28%、平成 22 年度は 0.29%、平成 23 年度は 0.27%であった。

基準値超過数(%)は、平成 19 年度は 489 件(0.013%)、平成 20 年度は 521 件(0.013%)、平成 21 年度は 462 件(0.011%)、平成 22 年度は 438 件(0.010%)、平成 23 年度は 456 件(0.010%)であった。

### (2) 農産物

輸入品については、平成 19 年度から平成 23 年度において、それぞれ、177 万件、194 万件、192 万件、184 万件、167 万件的検査が実施された。各年度の検査全体に占める基準値超過の割合は、それぞれ、0.012%、0.016%、0.013%、0.010%、0.010%であった。

国産品については、同様に、平成 19 年度から平成 23 年度において、97 万件、91 万件、98 万件、106 万件、112 万件的検査が実施され、基準値超過の割合は、各年度とも 0.003%であった。

国産品(表 3)、輸入品(表 4)の別にみると、検出割合が高い農薬等の種類が異なっているが、これは国内と諸外国とで汎用されている農薬等が異なることなどによるものと考えられる。同様の傾向が後述の畜水産物及び加工食品でも認められた。

### (3) 畜水産物

輸入品については、平成 19 年度から平成 23 年度において、それぞれ、15 万件、14 万件、15 万件、14 万件、14 万件的検査が実施された。各年度の検査全体に占める基準値超過の割合は、それぞれ、0.023%、0.024%、0.016%、0.033%、0.024%であった。

国産品については、同様に、平成 19 年度から平成 23 年度において、17 万件、20 万件、19 万件、20 万件、19 万件的検査が実施され、基準値超過の割合は、それぞれ、0.008%、0.004%、0.006%、0.016%、0.021%であった。

国産品(表 6)、輸入品(表 7)の別にみると、検出割合が高い農薬等の種類が異なっているが、これは国内と諸外国とで汎用されている農薬等が異なることなどによるものと考えられる。

### (4) 加工食品

輸入品については、平成 19 年度から平成 23 年度において、それぞれ、62 万件、91 万件、113 万件、106 万件、123 万件的検査が実施された。各年度の検査全体に占める基準値超過の割合は、それぞれ、0.030%、0.014%、0.013%、0.012%、0.015%であった。

国産品については、同様に、平成 19 年度から平成 23 年度において、2 万件、4 万件、4 万件、3 万件、3 万件的検査が実施され、基準値超過の割合は、それぞれ、0.004%、0%、0.008%、0.027%、0.030%であった。

国産品(表 9)、輸入品(表 10)の別にみると、検出割合が高い農薬等の種類が異なっているが、これは国内と諸外国とで汎用されている農薬等が異なることなどによるものと考えられる。

## 3. まとめ

本集計結果から、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる。

(参考)

<平成19年度(118機関)>

北海道、旭川市、小樽市、青森県、青森市、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、千葉市、東京都、足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、北区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、台東区、中央区、豊島区、練馬区、港区、目黒区、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、新潟県、新潟市、富山県、富山市、石川県、金沢市、福井県、山梨県、長野県、長野市、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、呉市、福山市、山口県、下関市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、高知県、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県

<平成20年度(117機関)>

北海道、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、青森県、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、千葉市、船橋市、柏市、東京都、八王子市、足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、江東区、品川区、新宿区、杉並区、世田谷区、中央区、豊島区、港区、目黒区、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、新潟県、新潟市、富山県、富山市、石川県、金沢市、山梨県、長野県、長野市、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市、四日市市、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、呉市、福山市、下関市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市

<平成21年度(115機関)>

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、青森県、青森市、岩手県、盛岡市、宮城県、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、船橋市、柏市、東京都、八王子市、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、北区、江東区、品川区、杉並区、世田谷区、中央区、練馬区、目黒区、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、新潟県、新潟市、富山県、富山市、石川県、金沢市、福井県、山梨県、岐阜県、岐阜市、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市、三重県、四日市市、滋賀県、大津市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、兵庫県、神戸市、西宮市、尼崎市、姫路市、奈良県、奈良市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、呉市、福山市、下関市、香川県、高松市、愛媛県、松山市、徳島県、高知県、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県

<平成22年度(118機関)>

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、青森県、青森市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、千葉市、船橋市、柏市、東京都、八王子市、足立区、板橋区、江戸川区、大田区、北区、江東区、品川区、新宿区、杉並区、世田谷区、中央区、練馬区、港区、目黒区、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、新潟県、新潟市、富山県、富山市、石川県、金沢市、福井県、山梨県、長野県、長野市、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市、三重県、四日市市、滋賀県、大津市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、兵庫県、神戸市、西宮市、尼崎市、姫路市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取

県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、呉市、福山市、下関市、香川県、高松市、愛媛県、松山市、徳島県、高知県、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市

<平成 23 年度 (115 機関) >

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、青森県、青森市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田市、山形県、郡山市、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、高崎市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、千葉市、船橋市、柏市、東京都、八王子市、足立区、板橋区、江戸川区、葛飾区、北区、品川区、新宿区、杉並区、世田谷区、練馬区、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、新潟県、新潟市、富山県、富山市、石川県、金沢市、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市、三重県、四日市市、滋賀県、大津市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、兵庫県、神戸市、尼崎市、姫路市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、呉市、福山市、下関市、香川県、高松市、愛媛県、松山市、徳島県、高知県、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県

表1 総括表(検査数、検出数、基準値超過数等)

全食品

年度	自治体数	検査数		検出数		基準値超過数 <sup>注2)</sup>											
		国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入										
19	118	890	1,169,633	2,548,835	3,718,468	3,374	0.29	8,658	0.34	12,032	0.32	48	0.004	441	0.017	489	0.013
20	117	919	1,140,672	2,991,348	4,132,020	3,140	0.28	8,424	0.28	11,564	0.28	38	0.003	483	0.016	521	0.013
21	115	898	1,198,747	3,200,253	4,399,000	3,303	0.28	8,839	0.28	12,142	0.28	40	0.003	422	0.013	462	0.011
22	118	908	1,294,451	3,049,606	4,344,057	3,818	0.29	8,881	0.29	12,699	0.29	73	0.006	365	0.012	438	0.010
23	115	881	1,337,488	3,027,607	4,365,095	3,425	0.26	8,525	0.28	11,950	0.27	78	0.006	378	0.012	456	0.010

注1)19年度以降、農薬、動物用医薬品、飼料添加物について検査結果の集計を実施。ただし、抗生物質等は機器分析による結果のみ。

注2)各年度時点の基準値について、自治体及び検査所より基準値超過として報告された結果を集計した。

農産物

年度	検査100件以上の農薬等数		検査数		検出数		基準値超過数 <sup>注2)</sup>										
	国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入									
19	572	495	973,928	1,774,457	2,748,385	3,224	0.33	7,248	0.41	10,472	0.38	34	0.003	220	0.012	254	0.009
20	505	502	907,047	1,944,442	2,851,489	2,946	0.32	7,100	0.37	10,046	0.35	30	0.003	320	0.016	350	0.012
21	538	491	976,480	1,921,708	2,898,188	3,110	0.32	7,360	0.38	10,470	0.36	25	0.003	254	0.013	279	0.010
22	594	497	1,064,695	1,843,937	2,908,632	3,617	0.34	7,344	0.40	10,961	0.38	32	0.003	187	0.010	219	0.008
23	592	494	1,123,811	1,666,651	2,790,462	3,230	0.29	6,887	0.41	10,117	0.36	31	0.003	163	0.010	194	0.007

畜水産物

年度	検査100件以上の農薬等数		検査数		検出数		基準値超過数 <sup>注2)</sup>										
	国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入									
19	192	167	171,040	153,504	324,544	133	0.08	175	0.11	308	0.09	13	0.008	36	0.023	49	0.015
20	245	185	196,782	135,610	332,392	162	0.08	193	0.14	355	0.11	8	0.004	33	0.024	41	0.012
21	194	186	185,165	145,941	331,106	139	0.08	203	0.14	342	0.10	12	0.006	24	0.016	36	0.011
22	229	189	196,132	141,030	337,162	147	0.07	191	0.14	338	0.10	32	0.016	46	0.033	78	0.023
23	230	188	187,306	135,821	323,127	175	0.09	117	0.09	292	0.09	39	0.021	33	0.024	72	0.022

加工食品

年度	検査100件以上の農薬等数		検査数		検出数		基準値超過数 <sup>注2)</sup>										
	国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入	国産	輸入									
19	68	427	24,665	620,874	645,539	17	0.07	1,235	0.20	1,252	0.19	1	0.004	185	0.030	186	0.029
20	98	500	36,843	911,296	948,139	32	0.09	1,131	0.12	1,163	0.12	0	0	130	0.014	130	0.014
21	173	482	37,102	1,132,604	1,169,706	54	0.15	1,276	0.11	1,330	0.11	3	0.008	144	0.013	147	0.013
22	149	450	33,624	1,064,639	1,098,263	54	0.16	1,346	0.13	1,400	0.13	9	0.027	132	0.012	141	0.013
23	74	476	26,371	1,225,135	1,251,506	20	0.08	1,521	0.12	1,541	0.12	8	0.030	182	0.015	190	0.015

表2 農産物(全体)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件	%	最小	最大
19	臭素	205	46	22.44	0.17	114
	$\beta$ -BHC	639	120	18.78	0.003	0.02
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	469	36	7.68	0.003	0.72
	カルベンダジム	226	15	6.64	0.01	0.07
	イマザリル	6,161	365	5.92	0.0002	4.5
	イミダクロプリド	10,503	583	5.55	0.001	3.6
	チアベンダゾール	8,111	409	5.04	0.0004	6.1
	オルトフェニルフェノール	502	25	4.98	0.0011	1.2
	ボスカリド	7,850	318	4.05	0.005	3.4
	アゾキシストロビン	10,709	324	3.03	0.005	0.66
	クロルピリホス	20,140	586	2.91	0.001	5.9
	酸化フェンブタスズ	147	4	2.72	0.008	0.18
	アセタミプリド	10,267	272	2.65	0.001	2.8
	ピラクロストロビン	5,924	150	2.53	0.01	0.36
	クロロタロニル	2,033	51	2.51	0.01	5.4
	クロルフェナピル	13,364	335	2.51	0.005	2.1
	$\alpha$ -BHC	639	16	2.50	0.002	0.043
	ジノテフラン	4,595	115	2.50	0.0026	5
	イプロジオン	11,272	243	2.16	0.006	2.9
フルフェノクスロン	4,468	96	2.15	0.001	3.5	
20	グリホサート	114	80	70.18	0.07	4.7
	臭化メチル	177	26	14.69	1	15
	$\beta$ -BHC	543	73	13.44	0.003	0.017
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	605	51	8.43	0.002	0.54
	イマザリル	3,816	298	7.81	0.0003	4.5
	オルトフェニルフェノール	656	35	5.34	0.0002	3.7
	チアベンダゾール	9,849	496	5.04	0.0002	6.8
	イミダクロプリド	11,221	525	4.68	0.001	2.3
	アゾキシストロビン	10,643	479	4.50	0.0006	4.3
	ボスカリド	9,860	420	4.26	0.007	1.2
	アセタミプリド	5,681	203	3.57	0.001	2.6
	ジノテフラン	5,836	187	3.20	0.002	0.49
	クロルピリホス	19,398	584	3.01	0.0007	0.51
	イプロジオン	9,705	266	2.74	0.006	42
	クレソキシムメチル	13,323	314	2.36	0.001	30
	スピノサド	3,188	73	2.29	0.004	0.1
	クロルフェナピル	14,611	328	2.24	0.002	0.9
	プロシミドン	14,088	299	2.12	0.002	2.5
	ルフェヌロン	4,323	91	2.11	0.006	0.18
フェンヘキサミド	2,051	43	2.10	0.01	0.34	
21	グリホサート	216	108	50.00	0.01	3.9
	臭化メチル	200	25	12.50	1	18
	$\beta$ -BHC	488	48	9.84	0.003	0.013
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	655	59	9.01	0.001	0.28
	チアベンダゾール	7,563	531	7.02	0.0001	5.5
	イマザリル	6,822	385	5.64	0.0005	5
	イミダクロプリド	11,907	667	5.60	0.001	1
	DBEDC	106	5	4.72	0.06	0.39
	アセタミプリド	10,095	447	4.43	0.001	2
	ジノテフラン	4,470	185	4.14	0.007	5
	酸化フェンブタスズ	156	6	3.85	0.003	0.08
	ボスカリド	9,111	326	3.58	0.002	1.3



	アゾキシストロビン	10,779	342	3.17	0.001 - 2.1
	オルトフェニルフェノール	722	22	3.05	0.0005 - 2.5
	2, 4-D	7,692	211	2.74	0.005 - 0.24
	クロルフェナピル	12,643	337	2.67	0.004 - 1.5
	クロルピリホス	21,345	564	2.64	0.003 - 2
	シフルメトフェン	231	6	2.60	0.003 - 0.76
	イプロジオン	8,414	193	2.29	0.005 - 6.1
	クロチアニジン	3,854	88	2.28	0.001 - 1.1
22	グリホサート	148	44	29.73	0.01 - 2.7
	$\beta$ -BHC	623	111	17.82	0.003 - 0.011
	臭化メチル	198	23	11.62	1 - 28
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	440	42	9.55	0.002 - 0.52
	チアベンダゾール	7,331	570	7.78	0.00004 - 4.6
	イマザリル	5,733	396	6.91	0.0005 - 4.6
	イミダクロプリド	13,069	751	5.75	0.001 - 2.5
	カルベンダジム	246	14	5.69	0.008 - 0.06
	ジノテフラン	5,588	249	4.46	0.004 - 0.94
	オルトフェニルフェノール	382	17	4.45	0.00044 - 1.4
	ボスカリド	9,788	408	4.17	0.001 - 4.1
	アセタミプリド	7,128	297	4.17	0.001 - 3.6
	アゾキシストロビン	11,282	389	3.45	0.001 - 2.4
	2, 4-D	8,178	224	2.74	0.005 - 1.2
	クロルフェナピル	13,582	347	2.55	0.005 - 3.7
	クロルピリホス	21,736	528	2.43	0.001 - 4
	$\alpha$ -BHC	623	15	2.41	0.002 - 0.013
	チオファネートメチル	170	4	2.35	0.005 - 0.14
	クロチアニジン	6,087	139	2.28	0.001 - 1.3
	シベルメトリン	14,706	333	2.26	0.007 - 3.5
23	グリホサート	192	73	38.02	0.01 - 12
	$\beta$ -BHC	483	51	10.56	0.003 - 0.017
	臭化メチル	160	13	8.13	0.7 - 16
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	360	27	7.50	0.01 - 0.31
	チアベンダゾール	7,174	432	6.02	0.00005 - 3.3
	イミダクロプリド	12,122	720	5.94	0.001 - 2.3
	イマザリル	6,542	360	5.50	0.0004 - 5.4
	オルトフェニルフェノール	299	16	5.35	0.001 - 1.8
	ジノテフラン	4,527	221	4.88	0.008 - 1.2
	クロラントラニリプロール	182	8	4.40	0.01 - 0.2
	フェンヘキサミド	3,470	120	3.46	0.01 - 1.2
	クロルピリホス	18,034	621	3.44	0.001 - 0.8
	ボスカリド	7,952	255	3.21	0.004 - 0.83
	アゾキシストロビン	10,847	336	3.10	0.003 - 6.6
	シプロジニル	8,149	246	3.02	0.002 - 0.68
	2, 4-D	6,530	193	2.96	0.005 - 1.5
	アセタミプリド	8,975	256	2.85	0.001 - 2.7
	フルベンジアミド	212	6	2.83	0.01 - 0.28
	クロルフェナピル	11,668	323	2.77	0.005 - 4.1
	ピラクロストロビン	6,416	165	2.57	0.006 - 0.3

表3 農産物(国産品)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	ジノテフラン	171	15	8.77	0.0026	5
	カルベンダジム	124	9	7.26	0.01	0.07
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	336	23	6.85	0.0056	0.72
	イミダクロプリド	2,085	105	5.04	0.001	3.6
	アセタミプリド	3,439	154	4.48	0.001	1.2
	クレソキシムメチル	4,795	200	4.17	0.002	13
	ボスカリド	1,070	43	4.02	0.005	3.4
	フルフェノクスロン	1,813	72	3.97	0.001	2.6
	アゾキシストロビン	2,330	86	3.69	0.008	0.56
	プロシミドン	5,032	177	3.52	0.003	3.2
	クロロタロニル	1,465	49	3.34	0.01	5.4
	クロルフェナピル	5,381	170	3.16	0.005	2.1
	クロチアニジン	1,951	55	2.82	0.001	0.2
	ビフェナゼート	235	6	2.55	0.01	0.11
	イプロジオン	3,093	78	2.52	0.006	2
	ピリダリル	204	5	2.45	0.05	0.41
	チオファネートメチル	124	3	2.42	0.02	0.1
	チアトキサム	2,214	50	2.26	0.001	0.4
	シベルメトリン	6,921	147	2.12	0.01	1.6
フェンプロパトリン	4,578	91	1.99	0.01	0.51	
20	ジノテフラン	190	18	9.47	0.002	0.37
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	395	35	8.86	0.009	0.52
	アセタミプリド	2,601	127	4.88	0.001	2.6
	クレソキシムメチル	4,429	212	4.79	0.004	30
	イミダクロプリド	2,343	101	4.31	0.001	1
	アゾキシストロビン	2,714	116	4.27	0.0006	4.3
	プロシミドン	5,111	184	3.60	0.002	0.99
	クロルフェナピル	4,782	162	3.39	0.002	0.9
	ボスカリド	1,556	49	3.15	0.008	0.42
	クロロタロニル	1,045	27	2.58	0.01	0.65
	フルフェノクスロン	2,131	55	2.58	0.001	1.9
	イプロジオン	2,769	68	2.46	0.006	42
	クロチアニジン	2,067	48	2.32	0.002	0.53
	チアクロプリド	2,176	46	2.11	0.001	1.1
	アセフェート	2,232	39	1.75	0.009	0.63
	シベルメトリン	5,535	94	1.70	0.008	1.4
	酸化フェンブタズ	118	2	1.69	0.001	0.21
	ペルメトリン	6,081	101	1.66	0.003	2.8
	チアトキサム	2,475	41	1.66	0.001	0.4
シプロジニル	1,655	27	1.63	0.002	1	
21	ジノテフラン	276	28	10.14	0.007	0.4
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	477	41	8.60	0.001	0.28
	酸化フェンブタズ	125	6	4.80	0.003	0.08
	クレソキシムメチル	4,833	223	4.61	0.003	9.9
	アセタミプリド	3,125	142	4.54	0.001	2
	ボスカリド	1,971	81	4.11	0.002	0.57
	イミダクロプリド	2,637	105	3.98	0.001	1
	アゾキシストロビン	2,921	114	3.90	0.001	2.1
	シフルメトフェン	157	6	3.82	0.003	0.76
	プロシミドン	5,487	206	3.75	0.003	2.8
	ピリダリル	258	8	3.10	0.027	0.28
クロチアニジン	2,291	71	3.10	0.001	1.1	

	クロルフェナピル	4,960	153	3.08	0.004 - 1.5
	フルフェノクスロン	2,214	67	3.03	0.001 - 0.81
	クロロタロニル	1,121	27	2.41	0.009 - 0.81
	イブロジオン	2,842	60	2.11	0.005 - 6.1
	シベルメトリン	5,429	112	2.06	0.005 - 1.2
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,092	42	2.01	0.003 - 0.11
	ルフェヌロン	1,738	33	1.90	0.003 - 3.4
	フェンプロパトリン	4,587	77	1.68	0.009 - 0.25
	ジノテフラン	576	62	10.76	0.004 - 0.9
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	311	28	9.00	0.002 - 0.52
	アセタミプリド	3,168	160	5.05	0.001 - 3.6
	カルベンダジム	186	9	4.84	0.01 - 0.046
	イミダクロプリド	3,392	157	4.63	0.001 - 2.1
	クレソキシムメチル	4,990	219	4.39	0.002 - 4.8
	ボスカリド	2,493	107	4.29	0.001 - 0.86
	プロシミドン	5,464	205	3.75	0.004 - 6
	クロチアニジン	2,992	111	3.71	0.001 - 1.3
22	アゾキシストロビン	3,788	137	3.62	0.001 - 2.4
	クロルフェナピル	4,945	156	3.15	0.005 - 3.7
	フルフェノクスロン	2,962	90	3.04	0.001 - 3.1
	ジクロロプロップ	386	11	2.85	0.01 - 0.04
	イブロジオン代謝物	222	6	2.70	0.006 - 0.01
	フロニカミド	209	5	2.39	0.01 - 0.14
	クロロタロニル	850	20	2.35	0.005 - 22
	イブロジオン	2,740	61	2.23	0.005 - 1.5
	チアトキサム	3,191	71	2.23	0.001 - 1.5
	シベルメトリン	5,572	115	2.06	0.01 - 2.5
	チアクロプリド	2,903	54	1.86	0.001 - 1.9
	ジノテフラン	799	87	10.89	0.008 - 1.2
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	259	23	8.88	0.01 - 0.31
	クラントラニリプロール	129	7	5.43	0.01 - 0.2
	アセタミプリド	3,209	127	3.96	0.001 - 2.7
	フルベンジアミド	155	6	3.87	0.01 - 0.28
	クレソキシムメチル	5,223	202	3.87	0.003 - 3.5
	プロシミドン	5,570	213	3.82	0.001 - 5
	ボスカリド	2,631	96	3.65	0.004 - 0.5
	イミダクロプリド	3,290	112	3.40	0.001 - 2.3
23	チオファネートメチル	120	4	3.33	0.011 - 0.028
	クロロタロニル	888	28	3.15	0.007 - 0.47
	アゾキシストロビン	3,953	122	3.09	0.003 - 6.6
	クロチアニジン	2,864	86	3.00	0.001 - 0.82
	クロルフェナピル	4,907	144	2.93	0.005 - 4.1
	メフェノキサム	110	3	2.73	0.01 - 0.12
	フルフェノクスロン	3,046	82	2.69	0.002 - 3.7
	イブロジオン	3,086	82	2.66	0.004 - 4.2
	シフルメトフェン	151	4	2.65	0.02 - 0.42
	プロパモカルブ	298	7	2.35	0.002 - 0.02
	ベンチオピラド	129	3	2.33	0.01 - 0.04

表4 農産物(輸入品)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	β-BHC	426	120	28.17	0.003	0.02
	臭素	153	41	26.80	1	114
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	133	13	9.77	0.003	0.53
	オルトフェニルフェノール	309	25	8.09	0.0011	1.2
	イマザリル	4,910	365	7.43	0.0002	4.5
	チアベンダゾール	6,747	409	6.06	0.0004	6.1
	カルベンダジム	102	6	5.88	0.01	0.03
	イミダクロプリド	8,418	478	5.68	0.001	1.7
	クロルピリホス	12,817	530	4.14	0.007	5.9
	ボスカリド	6,780	275	4.06	0.006	2.9
	α-BHC	426	16	3.76	0.002	0.043
	アゾキシストロビン	8,379	238	2.84	0.005	0.66
	ピラクロストロビン	5,712	148	2.59	0.01	0.36
	ジノテフラン	4,424	100	2.26	0.01	0.31
	エマメクチン安息香酸塩	136	3	2.21	0.01	0.02
	フェンヘキサミド	4,305	92	2.14	0.01	0.81
	シベルメリン	10,617	223	2.10	0.009	0.93
	クロルフェナピル	7,983	165	2.07	0.01	0.25
	イプロジオン	8,179	165	2.02	0.008	2.9
	メキシフェノジド	3,948	74	1.87	0.001	1.9
20	グリホサート	111	80	72.07	0.07	4.7
	β-BHC	326	73	22.39	0.003	0.017
	臭化メチル	132	25	18.94	1	15
	イマザリル	2,375	297	12.51	0.0003	4.5
	オルトフェニルフェノール	376	34	9.04	0.0002	3.7
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	210	16	7.62	0.002	0.54
	チアベンダゾール	8,249	495	6.00	0.0002	6.8
	γ-BHC	1,161	58	5.00	0.002	0.23
	イミダクロプリド	8,878	424	4.78	0.001	2.3
	アゾキシストロビン	7,929	363	4.58	0.003	1
	ボスカリド	8,304	371	4.47	0.007	1.2
	クロルピリホス	12,927	520	4.02	0.0007	0.51
	ジノテフラン	5,646	169	2.99	0.01	0.49
	スピノサド	1,910	57	2.98	0.006	0.1
	イプロジオン	6,936	198	2.85	0.01	5.7
	ルフェヌロン	2,733	78	2.85	0.01	0.18
	アセタミプリド	3,080	76	2.47	0.005	0.83
	フィプロニル	2,756	67	2.43	0.002	0.04
	プロクロラズ	212	5	2.36	0.1	0.5
	フェンヘキサミド	1,750	41	2.34	0.01	0.34
21	グリホサート	214	108	50.47	0.01	3.9
	β-BHC	290	48	16.55	0.003	0.013
	臭化メチル	167	22	13.17	1	18
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	178	18	10.11	0.008	0.15
	チアベンダゾール	5,861	529	9.03	0.0001	5.5
	イマザリル	5,251	384	7.31	0.0005	5
	イミダクロプリド	9,270	562	6.06	0.001	0.82
	オルトフェニルフェノール	431	22	5.10	0.0005	2.5
	アセタミプリド	6,970	305	4.38	0.007	0.66
	ジノテフラン	4,194	157	3.74	0.01	5
	クロルピリホス	14,918	513	3.44	0.004	2
	ボスカリド	7,140	245	3.43	0.01	1.3

	プロクロラズ	328	10	3.05	0.01 - 0.8
	アゾキシストロビン	7,858	228	2.90	0.003 - 0.49
	2, 4-D	7,317	211	2.88	0.005 - 0.24
	クロルフェナピル	7,683	184	2.39	0.005 - 0.5
	イブロジオン	5,572	133	2.39	0.01 - 1.6
	チアメキサム	7,362	166	2.25	0.007 - 1
	ピラクロストロビン	8,410	185	2.20	0.006 - 0.26
	シベルメトリン	9,958	207	2.08	0.006 - 3
22	グリホサート	143	44	30.77	0.01 - 2.7
	$\beta$ -BHC	385	111	28.83	0.003 - 0.011
	臭化メチル	164	18	10.98	1 - 28
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	129	14	10.85	0.01 - 0.19
	チアベンダゾール	5,407	569	10.52	0.00004 - 4.6
	イマザリル	3,957	391	9.88	0.0005 - 4.6
	イミダクロプリド	9,677	594	6.14	0.002 - 2.5
	オルトフェニルフェノール	301	17	5.65	0.00044 - 1.4
	ボスカリド	7,295	301	4.13	0.006 - 4.1
	$\alpha$ -BHC	385	15	3.90	0.002 - 0.013
	ジノテフラン	5,012	187	3.73	0.01 - 0.94
	アセタミプリド	3,960	137	3.46	0.005 - 0.51
	アゾキシストロビン	7,494	252	3.36	0.005 - 2.1
	クロルピリホス	15,272	469	3.07	0.003 - 4
	2, 4-D	7,802	224	2.87	0.005 - 1.2
	プロパモカルブ	153	4	2.61	0.02 - 1.3
	プロクロラズ	309	8	2.59	0.01 - 0.83
	シベルメトリン	9,134	218	2.39	0.007 - 3.5
	クロルフェナピル	8,637	191	2.21	0.01 - 0.73
	シプロジニル	5,475	113	2.06	0.01 - 1
23	グリホサート	190	73	38.42	0.01 - 12
	$\beta$ -BHC	273	51	18.68	0.003 - 0.017
	臭化メチル	126	12	9.52	1 - 16
	チアベンダゾール	4,990	431	8.64	0.00005 - 3.3
	イマザリル	4,531	359	7.92	0.0004 - 5.4
	イミダクロプリド	8,832	608	6.88	0.001 - 0.79
	オルトフェニルフェノール	247	16	6.48	0.001 - 1.8
	クロルピリホス	11,667	583	5.00	0.001 - 0.8
	シプロジニル	5,093	225	4.42	0.01 - 0.49
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	101	4	3.96	0.01 - 0.04
	フェンヘキサミド	3,107	117	3.77	0.01 - 1.2
	ジノテフラン	3,728	134	3.59	0.01 - 0.7
	ピラクロストロビン	4,701	153	3.25	0.006 - 0.3
	アゾキシストロビン	6,894	214	3.10	0.006 - 1.3
	2, 4-D	6,259	193	3.08	0.005 - 1.5
	ボスカリド	5,321	159	2.99	0.006 - 0.83
	ジベレリン	3,007	84	2.79	0.01 - 0.14
	クロルフェナピル	6,761	179	2.65	0.007 - 0.9
	プロクロラズ	277	7	2.53	0.03 - 0.42
	シベルメトリン	7,733	183	2.37	0.008 - 0.9

表5 畜水産物(全体)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	DDT	2,519	75	2.98	0.0003	- 1
	フルバリネート	120	3	2.50	0.002	- 0.008
	セファゾリン	101	2	1.98	0.04	- 0.13
	ヘキサクロロベンゼン	345	6	1.74	0.00051	- 0.006
	ナイカルバジン	1,997	17	0.85	0.002	- 0.13
	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	1,263	9	0.71	0.006	- 0.59
	クロルデン	1,722	12	0.70	0.001	- 0.047
	ノルフロキサシン	599	4	0.67	0.03	- 0.25
	オキシテトラサイクリン	8,432	55	0.65	0.005	- 1.7
	ラサロシド	705	4	0.57	0.006	- 0.09
	エンドスルファン	4,260	17	0.40	0.001	- 0.02
	ヒドロコルチゾン	513	2	0.39	0.01	- 0.03
	BHC	309	1	0.32	0.01	- 0.01
	アルドリン及びディルドリン	626	2	0.32	0.0001	- 0.0008
	フルメキン	1,811	4	0.22	0.01	- 0.02
	エンロフロキサシン	4,545	10	0.22	0.01	- 5.2
	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	1,834	4	0.22	0.004	- 0.01
	ジクラズリル	1,258	2	0.16	0.007	- 0.007
	スルファメトキサゾール	2,996	4	0.13	0.02	- 0.02
	クロラムフェニコール	2,478	3	0.12	0.0006	- 0.0018
20	エンドスルファン	1,215	68	5.60	0.001	- 0.008
	ラサロシド	177	8	4.52	0.001	- 0.003
	DDT	1,287	56	4.35	0.0004	- 0.74
	エトキシキン	141	4	2.84	0.01	- 0.13
	ヒドロコルチゾン	435	10	2.30	0.01	- 0.03
	ディルドリン	721	15	2.08	0.028	- 0.23
	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	969	16	1.65	0.015	- 0.53
	ヘプタクロル	1,177	13	1.10	0.021	- 0.11
	クロルデン	683	7	1.02	0.002	- 0.009
	アンピシリン	552	5	0.91	0.018	- 0.71
	オキシテトラサイクリン	8,326	75	0.90	0.005	- 0.16
	ドキシサイクリン	517	4	0.77	0.0062	- 0.03
	セファゾリン	210	1	0.48	0.02	- 0.02
	イベルメクチン	929	4	0.43	0.002	- 0.009
	クロラムフェニコール	2,213	7	0.32	0.0006	- 0.0025
	クロルテトラサイクリン	4,452	14	0.31	0.02	- 0.91
	ジコホール	431	1	0.23	0.03	- 0.03
	モキシデクテン	475	1	0.21	0.007	- 0.007
	イソプロチオラン	502	1	0.20	0.0008	- 0.0008
	スルファメトキサゾール	2,771	5	0.18	0.01	- 0.85
21	ヒドロコルチゾン	166	6	3.61	0.01	- 0.02
	セファゾリン	190	6	3.16	0.075	- 108
	ヘキサクロロベンゼン	260	7	2.69	0.0005	- 0.0019
	エンドスルファン	1,917	49	2.56	0.001	- 0.021
	DDT	2,341	59	2.52	0.0001	- 0.41
	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	1,008	20	1.98	0.008	- 0.3
	ジフェニルアミン	637	9	1.41	0.0008	- 0.12
	オキシテトラサイクリン	8,142	96	1.18	0.009	- 0.23
	ドキシサイクリン	498	5	1.00	0.01	- 0.41
	ラサロシド	328	3	0.91	0.001	- 0.01
	カルフェントラゾンエチル	130	1	0.77	0.03	- 0.03

	アンピシリン	600	4	0.67	0.012 - 0.29
	ナイカルバジン	1,784	8	0.45	0.001 - 0.1
	モキシデクテン	261	1	0.38	0.01 - 0.01
	オキサジアゾン	469	1	0.21	0.0047 - 0.0047
	クロラムフェニコール	1,955	4	0.20	0.0005 - 0.0016
	フルメキン	1,725	3	0.17	0.01 - 0.02
	クロルテトラサイクリン	4,398	7	0.16	0.04 - 0.086
	カルバリル	692	1	0.14	0.02 - 0.02
	スルフイソゾール	708	1	0.14	0.01 - 0.01
22	ヘキサクロロベンゼン	270	15	5.56	0.0003 - 0.01
	エンドスルファン	1,181	58	4.91	0.001 - 0.045
	p, p' -DDE	105	5	4.76	0.003 - 0.016
	トリフルラリン	552	22	3.99	0.001 - 0.44
	BHC	292	10	3.42	0.0035 - 0.08
	p, p' -DDD	105	3	2.86	0.001 - 0.008
	p, p' -DDT	105	3	2.86	0.001 - 0.027
	DDT	1,474	41	2.78	0.0002 - 0.13
	ラサロシド	360	7	1.94	0.001 - 0.14
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	928	18	1.94	0.01 - 0.22
	クロキントセットメキシル	115	2	1.74	0.0002 - 0.0003
	イベルメクテン	871	13	1.49	0.006 - 0.1
	ドキシサイクリン	475	5	1.05	0.01 - 0.16
	シラフルオフエン	101	1	0.99	0.03 - 0.03
	アンピシリン	426	3	0.70	0.01 - 0.24
	セファゾリン	294	2	0.68	0.07 - 4.2
	ラクトバミン	148	1	0.68	0.001 - 0.001
	フルメキン	1,789	12	0.67	0.01 - 0.07
	モキシデクテン	305	2	0.66	0.01 - 0.012
	ベンジルペニシリン	1,768	10	0.57	0.01 - 2.3
23	p, p' -DDE	119	5	4.20	0.001 - 0.003
	$\beta$ -BHC	101	4	3.96	0.008 - 0.041
	ヒドロコルチゾン	205	8	3.90	0.01 - 0.03
	プロメリン	148	5	3.38	0.002 - 0.15
	BHC	366	11	3.01	0.008 - 0.06
	アンピシリン	257	7	2.72	0.004 - 5.2
	p, p' -DDT	119	3	2.52	0.001 - 0.002
	エンドスルファン	1,835	37	2.02	0.001 - 0.006
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	996	16	1.61	0.02 - 0.5
	ドキシサイクリン	503	5	0.99	0.02 - 0.14
	セファゾリン	346	3	0.87	0.07 - 0.58
	オキシテトラサイクリン	5,470	47	0.86	0.006 - 3.1
	DDT	2,240	19	0.85	0.0004 - 0.1
	ラサロシド	332	2	0.60	0.001 - 0.21
	フェニトロチオン	2,496	11	0.44	0.002 - 0.036
	イベルメクテン	954	4	0.42	0.005 - 0.007
	ナイカルバジン	1,686	7	0.42	0.002 - 0.06
	ベンジルペニシリン	1,974	8	0.41	0.006 - 1.1
	クロルテトラサイクリン	4,300	17	0.40	0.004 - 0.25
	モキシデクテン	285	1	0.35	0.019 - 0.019

表6 畜水産物(国産品)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	クロルデン	192	11	5.73	0.001	0.047
	DDT	818	37	4.52	0.0016	0.04
	ヘキサクロロベンゼン	185	2	1.08	0.00051	0.00064
	ヒドロコルチゾン	114	1	0.88	0.03	0.03
	オキシテトラサイクリン	3,401	26	0.76	0.005	1.7
	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	1,144	6	0.52	0.006	0.59
	エンロフロキサシン	1,806	9	0.50	0.01	5.2
	アルドリン及びディルドリン	418	2	0.48	0.0001	0.0008
	ノルフロキサシン	230	1	0.43	0.03	0.03
	BHC	266	1	0.38	0.01	0.01
	ジクラズリル	461	1	0.22	0.007	0.007
	スルファメトキサゾール	2,034	4	0.20	0.02	0.02
	クロルテトラサイクリン	2,935	4	0.14	0.02	0.44
	チアベンダゾール	2,314	2	0.09	0.001	0.002
	リンコマイシン	1,192	1	0.08	0.01	0.01
	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	1,247	1	0.08	0.01	0.01
	スルファモノメキシシ	6,334	4	0.06	0.01	1.3
	ナリジクス酸	1,848	1	0.05	0.01	0.01
	オルメプリム	4,357	2	0.05	0.009	0.03
	フルベンダゾール	3,751	1	0.03	0.002	0.002
20	DDT	600	45	7.50	0.0004	0.74
	ディルドリン	233	15	6.44	0.028	0.23
	クロルデン	154	7	4.55	0.002	0.009
	ヘプタクロル	465	13	2.80	0.021	0.11
	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	831	13	1.56	0.017	0.53
	アンピシリン	372	5	1.34	0.018	0.71
	セファゾリン	102	1	0.98	0.02	0.02
	ドキシサイクリン	306	3	0.98	0.0062	0.015
	オキシテトラサイクリン	3,234	23	0.71	0.005	0.16
	イベルメクチン	628	4	0.64	0.002	0.009
	ヒドロコルチゾン	367	2	0.54	0.01	0.03
	イソプロチオラン	224	1	0.45	0.0008	0.0008
	クロルテトラサイクリン	2,848	12	0.42	0.02	0.91
	ダイアジノン	290	1	0.34	0.042	0.042
	スルフイソゾール	408	1	0.25	0.004	0.004
	ベンジルペニシリン	1,638	3	0.18	0.007	0.2
	スルファメトキサゾール	2,116	1	0.05	0.01	0.01
	テトラサイクリン	2,819	1	0.04	0.09	0.09
	トリメプリム	4,416	1	0.02	0.007	0.007
	スルファジミジン	6,249	1	0.02	0.03	0.03
21	DDT	619	27	4.36	0.0001	0.057
	セファゾリン	146	6	4.11	0.075	108
	ヘキサクロロベンゼン	123	3	2.44	0.0007	0.0019
	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	906	18	1.99	0.008	0.3
	オキシテトラサイクリン	3,495	38	1.09	0.009	0.23
	ヒドロコルチゾン	105	1	0.95	0.01	0.01
	ドキシサイクリン	341	3	0.88	0.040	0.41
	アンピシリン	462	4	0.87	0.012	0.29
	オキサジアゾン	141	1	0.71	0.0047	0.0047
	クロルデン	168	1	0.60	0.006	0.006
スルフイソゾール	504	1	0.20	0.01	0.01	



	クロルテトラサイクリン	2,832	4	0.14	0.05 - 0.086
	ベンジルペニシリン	1,450	2	0.14	0.01 - 1.4
	フロルフェニコール	909	1	0.11	0.03 - 0.03
	スルファメキサゾール	2,238	2	0.09	0.01 - 0.017
	テトラサイクリン	2,928	1	0.03	0.049 - 0.049
	オルメプリム	4,663	1	0.02	0.05 - 0.05
	オキシリニック酸	5,372	1	0.02	0.02 - 0.02
22	ヘキサクロロベンゼン	154	7	4.55	0.0003 - 0.0017
	DDT	601	26	4.33	0.0002 - 0.13
	BHC	252	9	3.57	0.01 - 0.08
	クロルデン	115	3	2.61	0.0007 - 0.0017
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	821	17	2.07	0.01 - 0.22
	ドキシサイクリン	281	5	1.78	0.01 - 0.16
	アンピシリン	297	3	1.01	0.01 - 0.24
	セファゾリン	204	2	0.98	0.07 - 4.2
	オキシテトラサイクリン	3,187	25	0.78	0.007 - 0.41
	ベンジルペニシリン	1,200	9	0.75	0.01 - 2.3
	モキシデクチン	154	1	0.65	0.012 - 0.012
	ペルメリン	163	1	0.61	0.08 - 0.08
	ワルファリン	364	1	0.27	0.001 - 0.001
	ジヒドロストレプトマイシン	376	1	0.27	38 - 38
	イベルメクチン	468	1	0.21	0.006 - 0.006
	スルファメキサゾール	2,613	4	0.15	0.03 - 0.13
	エンロフロキサシン	2,092	2	0.10	0.02 - 0.2
	5-プロピルスルホニル-1H-ベ ンズイミダゾール-2-アミン	1,373	1	0.07	0.025 - 0.025
	オルビフロキサシン	1,386	1	0.07	0.02 - 0.02
	リンコマイシン	1,487	1	0.07	0.05 - 0.05
23	BHC	318	11	3.46	0.008 - 0.06
	アンピシリン	209	7	3.35	0.004 - 5.2
	DDT	650	17	2.62	0.0004 - 0.05
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	860	16	1.86	0.02 - 0.5
	セファゾリン	245	3	1.22	0.07 - 0.58
	ドキシサイクリン	436	5	1.15	0.02 - 0.14
	オキシテトラサイクリン	3,026	31	1.02	0.006 - 3.1
	ヒドロコルチゾン	120	1	0.83	0.02 - 0.02
	クロルテトラサイクリン	2,709	17	0.63	0.004 - 0.25
	ベンジルペニシリン	1,408	8	0.57	0.006 - 1.1
	リンコマイシン	1,313	5	0.38	0.04 - 1.7
	イソプロチオラン	279	1	0.36	0.07 - 0.07
	オルビフロキサシン	1,181	4	0.34	0.01 - 14
	スルフイソゾール	341	1	0.29	0.003 - 0.003
	エンロフロキサシン	1,388	4	0.29	0.09 - 1.8
	チルミコシン	1,394	4	0.29	0.03 - 0.5
	モランテル	894	2	0.22	0.01 - 0.01
	テトラサイクリン	2,750	5	0.18	0.005 - 0.03
	フラゾリドン	666	1	0.15	0.001 - 0.001
	オフロキサシン	1,086	1	0.09	0.015 - 0.015

表7 畜水産物(輸入品)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	ナイカルバジン	453	17	3.75	0.002	0.13
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	119	3	2.52	0.015	0.039
	ヘキサクロロベンゼン	160	4	2.50	0.00055	0.006
	DDT	1,701	38	2.23	0.0003	1
	ノルフロキサシン	369	3	0.81	0.03	0.25
	ラサロシド	685	4	0.58	0.006	0.09
	オキシテトラサイクリン	5,031	29	0.58	0.009	0.5
	5-プロピルスルホニル-1H-ベン ズイミダゾール-2-アミン	587	3	0.51	0.004	0.01
	エンドスルファン	4,141	17	0.41	0.001	0.02
	フルメキン	1,489	4	0.27	0.01	0.02
	ヒドロコルチゾン	399	1	0.25	0.01	0.01
	テトラサイクリン	3,406	5	0.15	0.03	0.1
	スルファジメトキシシ	2,060	3	0.15	0.01	0.02
	フルベンダゾール	712	1	0.14	0.011	0.011
	オキシリニック酸	2,252	3	0.13	0.01	0.030
	クロラムフェニコール	2,364	3	0.13	0.0006	0.0018
	ジクラズリル	797	1	0.13	0.007	0.007
	ベンジルペニシリン	877	1	0.11	0.01	0.01
	スルファドキシシ	941	1	0.11	0.03	0.03
	クロルテトラサイクリン	2,249	2	0.09	0.04	0.06
20	ラサロシド	119	8	6.72	0.001	0.003
	エンドスルファン	1,014	68	6.71	0.001	0.008
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	138	3	2.17	0.015	0.019
	エトキシキン	105	2	1.90	0.05	0.13
	DDT	687	11	1.60	0.005	0.2
	ナイカルバジン	269	3	1.12	0.004	0.1
	オキシテトラサイクリン	5,092	52	1.02	0.015	0.1
	モキシデクテン	160	1	0.63	0.007	0.007
	スルファメトキサゾール	655	4	0.61	0.01	0.85
	ドキシサイクリン	211	1	0.47	0.03	0.03
	ジコホール	302	1	0.33	0.03	0.03
	クロラムフェニコール	2,145	7	0.33	0.0006	0.0025
	ペンディメタリン	414	1	0.24	0.02	0.02
	ジクラズリル	424	1	0.24	0.02	0.02
	フルメキン	1,017	2	0.20	0.01	0.04
	スルファジアジン	1,122	2	0.18	0.038	1.1
	エンロフロキサシン	2,986	4	0.13	0.01	0.61
	クロルテトラサイクリン	1,604	2	0.12	0.03	0.06
	スルファキノキサリン	1,054	1	0.09	0.02	0.02
	スルファジミジン	1,107	1	0.09	0.03	0.03
21	ナイカルバジン	253	8	3.16	0.001	0.1
	ヘキサクロロベンゼン	137	4	2.92	0.0005	0.0016
	エンドスルファン	1,767	49	2.77	0.001	0.021
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	102	2	1.96	0.011	0.022
	DDT	1,722	32	1.86	0.0011	0.41
	ドキシサイクリン	157	2	1.27	0.01	0.04
	オキシテトラサイクリン	4,647	58	1.25	0.02	0.2
	ラサロシド	280	3	1.07	0.001	0.01
	ジフェニルアミン	602	4	0.66	0.0009	0.0014
	フルメキン	895	3	0.34	0.01	0.02
	クロラムフェニコール	1,920	4	0.21	0.0005	0.0016

	クロルテトラサイクリン	1,566	3	0.19	0.04 - 0.07
	カルバリル	609	1	0.16	0.02 - 0.02
	リンコマイシン	781	1	0.13	0.02 - 0.02
	イソプロチオラン	811	1	0.12	0.0068 - 0.0068
	フロルフェニコール	846	1	0.12	0.11 - 0.11
	スルファキノキサリン	1,154	1	0.09	0.02 - 0.02
	3-アミノ-2-オキサゾリドン	9,435	8	0.08	0.001 - 0.002
	ディルドリン	1,587	1	0.06	0.024 - 0.024
	オキシリニック酸	1,718	1	0.06	0.02 - 0.02
22	ヘキサクロロベンゼン	116	8	6.90	0.0003 - 0.01
	エンドスルファン	1,045	58	5.55	0.001 - 0.045
	トリフルラリン	434	22	5.07	0.001 - 0.44
	イベルメクチン	403	12	2.98	0.006 - 0.1
	ラサロシド	286	5	1.75	0.003 - 0.14
	DDT	873	15	1.72	0.0004 - 0.1
	ナイカルバジン	322	5	1.55	0.01 - 0.07
	フルメキン	827	12	1.45	0.01 - 0.07
	オキシテトラサイクリン、クロルテ ラサイクリン及びテトラサイクリン	107	1	0.93	0.02 - 0.02
	モキシデクチン	151	1	0.66	0.01 - 0.01
	アルドリン及びディルドリン	182	1	0.55	0.01 - 0.01
	ジクラズリル	387	2	0.52	0.02 - 0.024
	クロラムフェニコール	1,650	5	0.30	0.0005 - 0.001
	オキシリニック酸	1,397	4	0.29	0.01 - 0.03
	フェニトロチオン	2,998	8	0.27	0.002 - 0.016
	オキシテトラサイクリン	4,437	9	0.20	0.02 - 0.13
	ベンジルペニシリン	568	1	0.18	0.11 - 0.11
	チアベンダゾール	605	1	0.17	0.01 - 0.01
	クロルフェンピホス	610	1	0.16	0.02 - 0.02
	クロルデン	842	1	0.12	0.02 - 0.02
23	ナイカルバジン	281	7	2.49	0.002 - 0.06
	エンドスルファン	1,665	37	2.22	0.001 - 0.006
	イベルメクチン	417	4	0.96	0.005 - 0.007
	モキシデクチン	112	1	0.89	0.019 - 0.019
	オキシテトラサイクリン	2,444	16	0.65	0.02 - 0.2
	フェニトロチオン	2,273	11	0.48	0.002 - 0.036
	ラサロシド	259	1	0.39	0.21 - 0.21
	トリフルラリン	542	2	0.37	0.002 - 0.004
	エンロフロキサシン	2,635	9	0.34	0.01 - 0.12
	フルメキン	889	2	0.22	0.01 - 0.01
	ジクラズリル	457	1	0.22	0.02 - 0.02
	オフロキサシン	1,058	2	0.19	0.08 - 0.09
	5-プロピルスルホニル-1H-ベ ンズイミダゾール-2-アミン	544	1	0.18	0.003 - 0.003
	クロラムフェニコール	1,178	2	0.17	0.0014 - 0.0043
	DDT	1,590	2	0.13	0.01 - 0.1
	3-アミノ-2-オキサゾリドン	5,913	5	0.08	0.001 - 0.005

表8 加工食品(全体)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	ロイコマラカイトグリーン	128	18	14.06	0.002	2.9
	シベルメリン	3,422	162	4.73	0.01	1.1
	イソプロチオラン	2,995	87	2.90	0.01	0.14
	イミダクロプリド	2,464	60	2.44	0.01	0.07
	アセタミプリド	1,866	37	1.98	0.006	0.06
	メタミドホス	3,682	72	1.96	0.01	0.36
	キャプタン	110	2	1.82	0.07	0.25
	トリアジメノール	2,602	45	1.73	0.01	0.18
	クロルフェナピル	2,512	40	1.59	0.005	1.5
	プロシミドン	2,673	31	1.16	0.01	0.3
	ジメトモルフ	2,532	28	1.11	0.01	0.33
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,365	25	1.06	0.01	0.19
	インドキサカルブ	2,691	28	1.04	0.01	0.09
	クロルフルアズロン	105	1	0.95	0.007	0.007
	フェンバレレート	2,935	27	0.92	0.01	0.19
	メタラキシル	109	1	0.92	0.006	0.006
	エトフェンブロックス	1,841	15	0.81	0.01	0.15
	シフルトリン	2,580	20	0.78	0.01	0.24
	シハロトリン	2,661	19	0.71	0.01	0.03
	イプロジオン	2,495	17	0.68	0.01	0.34
20	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	160	15	9.38	0.02	3
	シベルメリン	3,564	170	4.77	0.01	0.93
	イミダクロプリド	2,822	59	2.09	0.003	0.07
	プロシミドン	2,994	55	1.84	0.01	0.37
	クロルフェナピル	2,843	44	1.55	0.01	0.37
	キャプタン	168	2	1.19	0.06	0.35
	トリアジメノール	4,426	51	1.15	0.005	0.07
	イソプロチオラン	3,209	36	1.12	0.01	0.26
	プリメタニル	3,599	39	1.08	0.01	0.13
	チオジカルブ及びメソミル	302	3	0.99	0.019	0.025
	スルファジミジン	103	1	0.97	0.02	0.02
	エトフェンブロックス	1,341	12	0.89	0.01	0.2
	イプロジオン	2,624	23	0.88	0.01	0.52
	ジメトモルフ	2,780	24	0.86	0.01	0.69
	クロルフルアズロン	255	2	0.78	0.013	0.046
	メソミル	2,295	18	0.78	0.01	0.06
	スルファメキサゾール	801	6	0.75	0.001	0.05
	シハロトリン	3,191	22	0.69	0.01	0.11
	インドキサカルブ	2,929	20	0.68	0.01	0.06
	クロルプロファミ	2,915	19	0.65	0.02	3
21	シベルメリン	3,311	162	4.89	0.01	1.2
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	187	9	4.81	0.01	8
	イソプロチオラン	2,866	70	2.44	0.01	0.1
	ロイコマラカイトグリーン	396	9	2.27	0.003	0.93
	イミダクロプリド	2,534	53	2.09	0.003	0.09
	エトフェンブロックス	2,185	45	2.06	0.008	0.09
	フルフェノクスロン	1,111	22	1.98	0.003	0.58
	カルボフラン	241	4	1.66	0.01	0.03
	インドキサカルブ	2,691	38	1.41	0.01	0.24
	オキシテトラサイクリン	9,863	138	1.40	0.02	0.96
	キャプタン	294	4	1.36	0.22	0.61
	シハロトリン	2,730	37	1.36	0.007	0.08
	クレンブテロール	3,128	38	1.21	0.00005	0.0036

	アセタミプリド	1,823	22	1.21	0.005 - 0.07
	クロルフェナピル	2,735	32	1.17	0.006 - 1.8
	チオジカルブ及びメソミル	258	3	1.16	0.01 - 0.03
	トリアジメノール	4,537	49	1.08	0.01 - 0.08
	ジメトモルフ	2,650	27	1.02	0.01 - 0.4
	スルファジミジン	103	1	0.97	0.09 - 0.09
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,422	23	0.95	0.01 - 0.06
22	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	139	16	11.51	0.02 - 3
	シベルメトリン	2,783	137	4.92	0.01 - 2.9
	ディルドリン	3,082	111	3.60	0.005 - 0.1
	ヘキサクロロベンゼン	917	28	3.05	0.01 - 0.02
	イミダクロプリド	2,247	65	2.89	0.002 - 0.3
	アセタミプリド	967	25	2.59	0.007 - 0.06
	エトフェンプロックス	1,234	29	2.35	0.01 - 0.21
	メタラキシル及びメフェノキサム	1,979	42	2.12	0.01 - 0.09
	トリアジメノール	4,189	87	2.08	0.01 - 0.06
	チオジカルブ及びメソミル	340	7	2.06	0.01 - 0.05
	インドキサカルブ	2,457	50	2.04	0.01 - 0.05
	ロイコマラカイトグリーン	310	6	1.94	0.002 - 0.11
	シハロトリン	2,455	38	1.55	0.01 - 0.06
	ヘプタクロル	2,153	29	1.35	0.01 - 0.02
	DDT	2,470	32	1.30	0.02 - 0.4
	トリフルラリン	5,599	69	1.23	0.001 - 0.03
	メソミル	1,867	21	1.12	0.01 - 0.23
	プロシミドン	2,504	28	1.12	0.01 - 0.42
	オキシテトラサイクリン	10,394	111	1.07	0.02 - 0.28
	ジメトモルフ	2,070	22	1.06	0.01 - 0.31
23	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	112	8	7.14	0.01 - 0.1
	シベルメトリン	3,257	136	4.18	0.008 - 1.1
	ディルドリン	4,385	178	4.06	0.005 - 0.1
	イミダクロプリド	2,689	83	3.09	0.006 - 0.11
	ヘキサクロロベンゼン	1,538	44	2.86	0.01 - 0.03
	アセタミプリド	1,622	42	2.59	0.006 - 0.24
	イソプロチオラン	2,375	60	2.53	0.01 - 0.17
	トリアジメノール	4,452	105	2.36	0.01 - 0.08
	クロルフルアズロン	224	4	1.79	0.019 - 0.17
	フルフェノクスロン	1,236	22	1.78	0.005 - 0.22
	ロイコマラカイトグリーン	117	2	1.71	0.005 - 0.047
	シハロトリン	2,836	44	1.55	0.01 - 0.67
	ジメトモルフ	2,338	36	1.54	0.01 - 0.34
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,127	30	1.41	0.01 - 0.07
	オキシテトラサイクリン	1,382	19	1.37	0.0026 - 0.6
	エトフェンプロックス	1,641	18	1.10	0.01 - 0.38
	プロシミドン	3,003	31	1.03	0.01 - 0.4
	インドキサカルブ	2,422	25	1.03	0.01 - 0.12
	チオジカルブ及びメソミル	217	2	0.92	0.02 - 0.03
	エンロフロキサシン	8,300	75	0.90	0.01 - 0.22

表9 加工食品(国産品)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)		
			件数	%	最小	最大	
19	フェンバレレート	148	3	2.03	0.029	0.19	
	アセフェート	122	1	0.82	0.01	0.01	
	イソプロカルブ	137	1	0.73	0.05	0.05	
	フェントエート	153	1	0.65	0.07	0.07	
	メチダチオン	154	1	0.65	0.01	0.01	
20	クレソキシムメチル	248	10	4.03	0.001	0.22	
	プロシミドン	127	2	1.57	0.01	0.3	
	フェントロチオン	185	2	1.08	0.01	0.02	
	フェンバレレート	279	3	1.08	0.038	0.1	
	メタラキシル及びメフェノキサム	205	2	0.98	0.03	0.03	
	アセタミプリド	103	1	0.97	0.02	0.02	
	メプロニル	113	1	0.88	0.009	0.009	
	チアベンダゾール	114	1	0.88	0.01	0.01	
	シハロトリン	243	1	0.41	0.11	0.11	
	エトフェンプロックス	247	1	0.40	0.01	0.01	
	マラチオン	329	1	0.30	0.02	0.02	
	21	クレソキシムメチル	166	7	4.22	0.009	0.026
		テフルトリン	143	4	2.80	0.004	0.01
チオジカルブ及びメソミル		113	2	1.77	0.01	0.03	
クロルピリホスメチル		179	3	1.68	0.01	0.01	
シプロジニル		123	2	1.63	0.01	0.03	
フルフェノクスロン		124	2	1.61	0.01	0.58	
アゾキシストロピン		137	2	1.46	0.04	0.13	
イプロジオン		153	2	1.31	0.01	0.1	
クロルフェナピル		163	2	1.23	0.1	1.8	
プロシミドン		180	2	1.11	0.007	0.01	
フェンバレレート		207	2	0.97	0.013	0.02	
スピノサド		121	1	0.83	0.03	0.03	
ジフェノコナゾール		139	1	0.72	0.13	0.13	
エトフェンプロックス		145	1	0.69	0.067	0.067	
イミダクロプリド		151	1	0.66	0.04	0.04	
ホスチアゼート		161	1	0.62	0.009	0.009	
フルバリネート		164	1	0.61	0.045	0.045	
ホスメット		183	1	0.55	0.01	0.01	
ペルメトリン		189	1	0.53	0.17	0.17	
メチダチオン		202	1	0.50	0.01	0.01	
22	アセタミプリド	139	11	7.91	0.007	0.03	
	メチダチオン	176	5	2.84	0.004	0.019	
	クレソキシムメチル	145	3	2.07	0.006	0.055	
	シペルメトリン	177	3	1.69	0.01	0.03	
	イミダクロプリド	123	2	1.63	0.02	0.3	
	イプロジオン	136	2	1.47	0.006	0.008	
	フェンプロパトリン	136	2	1.47	0.005	0.007	
	マラチオン	189	2	1.06	0.006	0.01	
	チアクロプリド	104	1	0.96	0.02	0.02	
	フサライド	106	1	0.94	0.02	0.02	
	エンドスルファン	121	1	0.83	0.02	0.02	
	トリフロキシストロピン	125	1	0.80	0.015	0.015	
	インドキサカルブ	128	1	0.78	0.05	0.05	
	エトフェンプロックス	140	1	0.71	0.03	0.03	
	クロルフェナピル	141	1	0.71	0.004	0.004	
	メタミドホス	142	1	0.70	0.02	0.02	
	アセフェート	143	1	0.70	0.02	0.02	
	ホスチアゼート	155	1	0.65	0.005	0.005	
	クロルピリホスメチル	156	1	0.64	0.02	0.02	

	ペルメトリン	177	1	0.56	0.06 - 0.06
23	シペルメトリン	126	3	2.38	0.01 - 0.13
	クレソキシムメチル	100	1	1.00	0.017 - 0.017
	ジフェノコナゾール	106	1	0.94	0.01 - 0.01
	クロルピリホスメチル	127	1	0.79	0.01 - 0.01
	ペルメトリン	131	1	0.76	0.023 - 0.023
	フェンバレレート	132	1	0.76	0.02 - 0.02

表10 加工食品(輸入品)

年度	農薬等	検査数	検出数		検出値(ppm)	
			件数	%	最小	最大
19	ロイコマラカイトグリーン	127	18	14.17	0.002	2.9
	シペルメトリン	3,278	162	4.94	0.01	1.1
	イソプロチオラン	2,896	87	3.00	0.01	0.14
	イミダクロプリド	2,402	60	2.50	0.01	0.07
	メタミドホス	3,562	72	2.02	0.01	0.36
	アセタミプリド	1,790	35	1.96	0.006	0.06
	トリアジメノール	2,502	45	1.80	0.01	0.18
	クロルフェナピル	2,432	40	1.64	0.005	1.5
	プロシミドン	2,544	31	1.22	0.01	0.3
	ジメトモルフ	2,498	28	1.12	0.01	0.33
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,315	25	1.08	0.01	0.19
	インドキサカルブ	2,642	28	1.06	0.01	0.09
	フェンバレレート	2,787	24	0.86	0.01	0.08
	エトフェンプロックス	1,762	15	0.85	0.01	0.15
	シフルトリン	2,481	20	0.81	0.01	0.24
	シハロトリン	2,552	19	0.74	0.01	0.03
	ジクロルボス	828	6	0.72	0.02	0.19
	イプロジオン	2,432	17	0.70	0.01	0.34
	ピペロニルブトキシド	1,606	10	0.62	0.01	0.65
ピリミホスメチル	2,456	15	0.61	0.01	4.5	
20	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	129	15	11.63	0.02	3
	シペルメトリン	3,443	170	4.94	0.01	0.93
	イミダクロプリド	2,741	59	2.15	0.003	0.07
	プロシミドン	2,867	53	1.85	0.01	0.37
	クロルフェナピル	2,747	44	1.60	0.01	0.37
	チオジカルブ及びメソミル	237	3	1.27	0.019	0.025
	キャプタン	160	2	1.25	0.06	0.35
	トリアジメノール	4,332	51	1.18	0.005	0.07
	イソプロチオラン	3,118	36	1.15	0.01	0.26
	ピリメタニル	3,505	39	1.11	0.01	0.13
	エトフェンプロックス	1,094	11	1.01	0.01	0.2
	クロルフルアズロン	209	2	0.96	0.013	0.046
	ジメトモルフ	2,725	24	0.88	0.01	0.69
	イプロジオン	2,551	22	0.86	0.01	0.16
	メソミル	2,279	18	0.79	0.01	0.06
	スルファメキサゾール	797	6	0.75	0.001	0.05
	シハロトリン	2,948	21	0.71	0.01	0.07
	インドキサカルブ	2,869	20	0.70	0.01	0.06
	クロルプロファミ	2,806	19	0.68	0.02	3
フルフェノクスロン	2,093	13	0.62	0.009	0.35	
21	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	120	9	7.50	0.01	8
	シペルメトリン	3,120	162	5.19	0.01	1.2
	イソプロチオラン	2,719	70	2.57	0.01	0.1
	イミダクロプリド	2,383	52	2.18	0.003	0.09
	エトフェンプロックス	2,040	44	2.16	0.008	0.09
	フルフェノクスロン	987	20	2.03	0.003	0.36
	ロイコマラカイトグリーン	384	7	1.82	0.003	0.17
	インドキサカルブ	2,548	38	1.49	0.01	0.24
	シハロトリン	2,551	37	1.45	0.007	0.08
	オキシテトラサイクリン	9,862	138	1.40	0.02	0.96
	アセタミプリド	1,691	22	1.30	0.005	0.07
	クレンブテロール	3,128	38	1.21	0.00005	0.0036
	クロルフェナピル	2,572	30	1.17	0.006	0.5



	トリアジメノール	4,385	49	1.12	0.01 - 0.08
	ジメトモルフ	2,544	27	1.06	0.01 - 0.4
	キャプタン	196	2	1.02	0.37 - 0.61
	クロロタロニル	100	1	1.00	0.007 - 0.007
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,331	22	0.94	0.01 - 0.06
	プロパモカルブ	115	1	0.87	0.02 - 0.02
	メソミル	1,846	16	0.87	0.01 - 0.06
22	シペルメトリン	2,606	134	5.14	0.01 - 2.9
	ディルドリン	3,077	111	3.61	0.005 - 0.1
	ヘキサクロロベンゼン	855	28	3.27	0.01 - 0.02
	チオジカルブ及びメソミル	221	7	3.17	0.01 - 0.05
	イミダクロプリド	2,124	63	2.97	0.002 - 0.26
	エトフェンプロックス	1,094	28	2.56	0.01 - 0.21
	メタラキシル及びメフェノキサム	1,910	42	2.20	0.01 - 0.09
	トリアジメノール	4,046	87	2.15	0.01 - 0.06
	インドキサカルブ	2,329	49	2.10	0.01 - 0.04
	ロイコマラカイトグリーン	307	6	1.95	0.002 - 0.11
	アセタミプリド	828	14	1.69	0.01 - 0.06
	シハロトリン	2,309	38	1.65	0.01 - 0.06
	DDT	2,282	32	1.40	0.02 - 0.4
	ヘプタクロル	2,113	29	1.37	0.01 - 0.02
	トリフルラリン	5,449	69	1.27	0.001 - 0.03
	プロシミドン	2,327	28	1.20	0.01 - 0.42
	メソミル	1,867	21	1.12	0.01 - 0.23
	ジメトモルフ	1,975	22	1.11	0.01 - 0.31
	アメトリン	1,539	17	1.10	0.01 - 0.06
	オキシテトラサイクリン	10,386	111	1.07	0.02 - 0.28
23	シペルメトリン	3,131	133	4.25	0.008 - 1.1
	ディルドリン	4,378	178	4.07	0.005 - 0.1
	イミダクロプリド	2,599	82	3.16	0.006 - 0.11
	ヘキサクロロベンゼン	1,481	44	2.97	0.01 - 0.03
	クロルフルアズロン	142	4	2.82	0.019 - 0.17
	イソプロチオラン	2,287	60	2.62	0.01 - 0.17
	アセタミプリド	1,526	39	2.56	0.006 - 0.24
	トリアジメノール	4,360	105	2.41	0.01 - 0.08
	フルフェノクスロン	1,153	22	1.91	0.005 - 0.22
	ロイコマラカイトグリーン	116	2	1.72	0.005 - 0.047
	シハロトリン	2,734	44	1.61	0.01 - 0.67
	ジメトモルフ	2,258	36	1.59	0.01 - 0.34
	チオジカルブ及びメソミル	129	2	1.55	0.02 - 0.03
	メタラキシル及びメフェノキサム	2,056	30	1.46	0.01 - 0.07
	オキシテトラサイクリン	1,380	19	1.38	0.0026 - 0.6
	プロシミドン	2,871	31	1.08	0.01 - 0.4
	インドキサカルブ	2,333	25	1.07	0.01 - 0.12
	エトフェンプロックス	1,547	16	1.03	0.01 - 0.38
	エンロフロキサシン	8,276	75	0.91	0.01 - 0.22
	イブロジオン	332	3	0.90	0.01 - 0.03

## 中間取りまとめ

平成 27 年 6 月

食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会

### 1 はじめに

食品に用いられる器具及び容器包装については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条に基づき、規格基準が定められている。しかしながら、現在のわが国の規制は、既にポジティブリスト（以下「PL」という。）を採用している欧米の規制とは異なり、国際的な動向とも整合性がとれていない。

そのため、国内外の知見や技術進歩に関する調査等を行い、器具及び容器包装の規制に係る新たな制度設計等を検討するため、「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を開催した。

本検討会で PL 制度の導入とその法制化を含めた制度のあり方を検討したが、PL 制度の円滑な導入のためには、我が国における評価法や運用体制の整備、器具及び容器包装に使用される原材料等に関する幅広い情報収集が必要であるなど、環境整備が前提となる。また、法制化には課題も多くこれらの検討にも時間を要する。

このため、PL 制度の導入に向けて課題の整理や、当面、実施可能で重要と考えられる施策を取りまとめたので報告する。

### 2 検討の経緯・背景

- 我が国の食品用器具及び容器包装については、安全性に懸念のあることが判明した物質について評価し規格基準を設定するという法規制に加え、業界の自主規制による安全性確保への貢献により、これまで大きな健康被害が生じた事例は発生していない。
- しかしながら、欧米等が器具及び容器包装に使用される化学物質について PL 制度を導入している一方で、我が国では PL 制度を導入していないため、外国で使用が認められていない化学物質が器具及び容器包装に用いられても直ちに規制することはできない。現在の制度で安全性が懸念される化学物質を規制するためには、データ収集、食品安全委員会における評価、薬事・食品衛生審議会における審議等の手続きを経て規格基準を設定する等の対応を行う必要がある。
- このような状況の下、欧米における規制の実態や我が国の業界団体で実施している自主管理の内容などを調査検討し、器具及び容器包装に使用される化学物質の管理方法のあり方について検討を行った。

### 3 器具及び容器包装の規制の現状

#### (1) 日本の現状

○食品衛生法第3条において、器具及び容器包装事業者並びに器具及び容器包装を使用する食品等事業者（以下「事業者」という。）は自らの責任において原材料等の安全性確保を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

○また、同法第15条に基づき、営業上使用する器具及び容器包装については清潔で衛生的でなければならないこと、同法第16条に基づき、有毒又は有害な物質が含まれるなど人の健康を損なうおそれがある器具及び容器包装の販売等を禁止すること、同法第18条に基づき、一般規格（着色料の使用制限、油脂性食品用途へのフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）の禁止等）及び材質別規格（合成樹脂（15種）、ガラス、ゴム等）に合わない器具又は容器包装の販売等を禁止することとしている。

なお、器具及び容器包装の多くに使用されている合成樹脂については、全ての樹脂に適用される規格（材質試験：カドミウム及び鉛、溶出試験：重金属、過マンガン酸カリウム消費量）の他、個別規格には合成樹脂の特質に応じた試験（フェノール等）が設けられている（参考1参照）。

○熱可塑性樹脂に関しては、ポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会及び塩化ビニリデン衛生協議会（以下「三衛協」という。）による自主基準と自主基準への適合性を証明する確認証明制度\*が設けられている。

※三衛協それぞれが、ポリオレフィン等の食品用器具、容器包装及びその原材料である合成樹脂、添加剤等について、満たすべき諸条件を自主基準にまとめ、会員からの申請に基づき、原材料から最終製品までの取扱い段階毎に自主基準に適合していることを確認したときに確認証明書を交付する制度。

【参考】食品衛生法（昭和22年法律第233号）

（食品等事業者の責務）

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

（営業上使用する器具及び容器包装の取扱原則）

第十五条 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

（有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止）

第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

（器具又は容器包装の規格・基準の制定）

第十八条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、乗事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

## (2) 諸外国の現状

- 米国においては、合成樹脂や紙、ゴム製品について、1958年から連邦規則集(CFR: Code of Federal Regulations)に掲載された化学物質のみが使用可能となるPL制度が構築されている。合成樹脂については、ポリマーの種類毎に、使用可能なモノマー、添加剤やその含有量等が規定されている。これに加えて、2000年からは、承認の迅速化を図るため、個別製品毎に申請者に限定して使用可能とする上市前届出制度(FCN: Food Contact Notification)が新設された。
- EUにおいては、合成樹脂について、2010年からPL制度が構築されており、モノマー、添加剤毎に、溶出量や使用条件等が規定されている。また、製品及びその材料を構成する成分の総溶出量についても規定されている。
- 中国においては、合成樹脂やゴムなどについて、1988年からPL制度が構築されている。2014年には、PL制度の強化案が示されており、制度化が精力的に進められている。
- 我が国の規制に類似した規制を有するASEAN諸国や韓国は、欧米、中国の規制の動きに鑑み、日本におけるPL制度の検討について注目している。

## 4 規制に係る課題の整理

器具及び容器包装の多くは合成樹脂等の化学物質により製造されており、使用される物質の毒性やその溶出による人への影響等を考慮して適切に製造・使用される必要がある。こうした中、欧米では、器具及び容器包装に使用される化学物質を評価した上で、PLを作成し、使用できる化学物質の種類、含有量等の制限を行っている。

一方、我が国では、食品衛生法にPL制度は導入されていないが、三衛協が自主的な取組としてPLを作成し管理を行っており、三衛協に加入していない事業者や輸入品も含めた検討が必要となっている。

このため、諸外国の制度や業界の自主基準等を踏まえつつ、PL化に向けた制度の検討が望まれるが、PL制度化に当たっては、以下の課題が考えられる。

### (1) リスク管理すべき化学物質について

PLの作成においては、食品への移行量やその毒性を考慮し、リスク管理の対象として使用できる化学物質の種類、製品中の含有量等の規定を行う必要があるが、現在、器具及び容器包装の原材料に使用されている化学物質の種類、毒性等の情報については、必ずしも網羅的に把握されていない。

### (2) 企業間における情報提供について

器具及び容器包装については、原材料を製造する企業(川上企業)と製品を製造する企業(川下企業)が異なることが一般的であるとともに、川下企業については中小企業が多いという特徴がある。そのため、器具及び容器包装を製造する事業者がその安全性を確認するためには、各企業において使用した原材料や化学物質の情報(名称、配合量等)が川上企業から川下企業に適切に伝達される必要がある(参考2上段参照)。

### (3) 事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保について

器具及び容器包装の製造には種々の化学物質が使用されていることから、事業者においては、器具及び容器包装の原材料の安全性や使用される化学物質の食品への移行量等を踏まえ、その種類や添加量を適切に計画し、意図しない物質の混入を防止するなど適切な製造管理を徹底することが必要である。また、これらの製造管理が適切に実施されるためには、行政等における実効的な履行確保がなされる必要がある。

## 5 課題への対応と検討の方向性

### (1) リスク管理すべき化学物質について

○事業者による自主的な原材料の安全性確認の参考とするため、さらに将来的な制度の構築を検討するため、諸外国におけるPL制度の導入状況も踏まえ、我が国や諸外国で使用されている化学物質について幅広く情報を収集し、その整理を行うことが必要である。

○このためには、厚生労働省が三衛協の自主基準の対象となっている化学物質のリストを取りまとめるとともに、諸外国の情報や三衛協に加入していない事業者等の情報を収集していくことが必要である。

また、リスク管理を適切に行う上で、対象となる物質について科学的評価に必要となる文献やデータ等の収集・精査が必要であり、それらの情報の収集等を効率的に行えるよう、必要なデータの範囲を検討することも必要である。

○リスク管理の手法としては、食品への移行量による管理と製品中の含有量による管理の方法があるが、事業者の管理方法としては含有量による管理が実際的と考えられる。一方、安全性評価を行うためには食品への移行量の最大値の情報も必要であることから、食品への移行量の情報を把握する手法の検討が必要である。

○そのほか、将来的なPL制度のあり方については以下のような具体的な意見があり、今後も検討が必要である。

- ・リスク管理すべき材質として、合成樹脂、紙、ゴム、金属及びガラスなどがあるが、まずは幅広く使用されている合成樹脂とすべき（参考2下段参照）。
- ・モノマーには有害な物質も存在することから対象とすべき。
- ・ポリマーの製造に用いる物質（触媒などの重合助剤）は、一般的には使用量がごくわずかであることから、原則として対象とせず、必要に応じて個々に対応することが考えられる。
- ・添加剤は原則対象とするが、色材、接着剤、コーティング剤及び印刷インキについては、現時点では情報が少なく、欧州においても検討がなされる予定であることから今後も情報を収集し必要に応じて対応すべき。
- ・添加剤が製造時の化学反応によって非意図的生成物となることも想定されるが、非意図的生成物の発生はケースバイケースであることから対象に含めない。必要に応じて上限値や蒸発残留物量を規定するなど、安全性を担保する方策を検討すべき。

- ・添加剤については、樹脂の種類毎に添加剤の種類や上限値を設定すべき。また、溶出量から含有量に換算することができるのであればその両方を規定することも検討すべき。この場合、樹脂の種類毎に、換算法について検討する必要がある。
- ・合成樹脂のうち、熱硬化性樹脂の取扱いについては、使用される化学物質の把握が不十分であることから、今後検討が必要である。

#### (2) 企業間における情報提供について

- 器具及び容器包装を製造する事業者がその安全性を確保するためには、企業秘密を守りながら製品に使用されている化学物質の情報等を適切に伝達することが必要である。
- このため、器具及び容器包装事業者は、原材料業者から原材料を購入する際にあらかじめ情報の提供を含めて契約を結んでおくなどの対応が考えられる。また、企業秘密を守りながら原材料の安全性情報を伝達する方法として三衛協の確認証明制度を活用した方策も考えられる（参考3参照）。

#### (3) 事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保について

- 適切な製造管理とその履行確保を行うためには、各事業者において、使用する原材料の管理を始め、手順書の整備や記録の保存などの適切な製造管理が行われていることが重要である。さらに行政が事業者の取組を適確に把握することも重要である。
- このような製造管理の一層の推進を図るためには、行政から事業者が取り組むべき事項についてガイドラインを示すことが考えられる。
- 汎用性の高い添加剤や安全性が懸念される添加剤などの最新かつ国際標準を踏まえた分析法が開発されることにより、効果的な検査が行われることが期待できる。
- 輸入品の取扱いについては、客観的な評価が可能な検査結果の提出を輸入者に求めるなど、実効的な履行確保が可能となる仕組みについても検討することが必要である。

#### (4) その他

- 我が国における器具及び容器包装の規制の制度設計等の参考とするため、各国のPL制度の状況や輸入品の取扱方法、器具及び容器包装に係る実態（器具及び容器包装からの各種成分の溶出の実態、関係事業者の規模・数、製造・輸入の実態、三衛協に入っていない事業者の実態等）や各事業者における取組状況について把握が必要である。
- PL制度を導入する場合には、企業秘密が守られるよう配慮する必要がある。また、PLに収載されるまで、製品への使用等ができなくなるため、新製品の上市などに必要以上に支障を来たさないよう留意が必要である。

### 6 当面の施策について

食品用器具及び容器包装に係る一層の安全性の確保に資する対応として、PL化に向けた制度の検討が望まれるが、上記のように、現在使用されている原材料についての情報が必ずしも把握されていないなど、課題も多い。このため、器具及び容器包装の科学的

進歩に対応して、現状の規格基準の改定や新たな合成樹脂の規格基準の検討を行うとともに、将来のPL制度の導入を見据え、以下の施策を進めることが考えられる。

- (1) 事業者の自主管理の一層の推進を図ることを目的として、事業者が適切な方法で安全と判断した原材料を使用することや、手順書の作成、記録の保存などを含めた製造管理手法や情報伝達に関する自主管理ガイドラインの検討を行い、厚生労働省において公表する。あわせて、自主管理に有用な情報として、厚生労働省が三衛協の自主基準の対象となっている化学物質のリストを取りまとめ、ガイドラインの参考として添付することが考えられる。
- (2) リスク管理すべき化学物質の国内外の情報、各国の制度、器具及び容器包装の原材料への使用実態、事業者の実態及び取組状況等を把握し、整理する。
- (3) 人への影響評価が適切に行えるよう、器具及び容器包装に使用された化学物質の食品への移行量を簡便に把握できる手法の開発や、科学的評価に必要なデータ等について検討する。
- (4) 効果的・効率的に適切な製造管理の履行確保が行えるよう、汎用性の高い添加剤や安全性が懸念される添加剤などの一斉分析法の開発を進める。

【検討会構成員名簿】

No	氏名	フリガナ	現職
1	磯山 浩	アキヤマ ヒロシ	国立医薬品食品衛生研究所 食品部 部長
2	合田 幸広	ゴウダ ユキヒロ	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 部長
3	竹内 和彦	タケウチ カズヒコ	国立研究開発法人産業技術総合研究所 化学プロセス研究部門
4	中澤 裕之	ナカザワ ヒロユキ	星薬科大学 名誉教授
5	中村 暢文	ナカムラ ノブミ	東京農工大学大学院 工学府 生命工学専攻 教授
6	早川 敏幸	ハヤカワ トシユキ	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部
○ 7	広瀬 明彦	ヒロセ アキヒコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部 部長
8	堀江 正一	ホリエ マサカズ	大妻女子大学 家政学部 食物学科 食安全学教室 教授
9	六鹿 元雄	ムツカ モトオ	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 第三室長

○座長

【検討会開催年月日】

平成 24 年 7 月 24 日 第 1 回  
 平成 25 年 3 月 26 日 第 2 回  
 平成 25 年 6 月 26 日 第 3 回  
 平成 26 年 3 月 12 日 第 4 回  
 平成 26 年 6 月 26 日 第 5 回  
 平成 26 年 12 月 18 日 第 6 回  
 平成 27 年 1 月 29 日 第 7 回  
 平成 27 年 3 月 11 日 第 8 回



## 合成樹脂製器具及び容器包装の規格基準(現行)

一般規格		材質試験*1	溶出試験*2
		カドミウム、鉛	重金属、過マンガン酸カリウム消費量
個別規格	フェノール樹脂	—	フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物
	メラミン樹脂	—	フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物
	ユリア樹脂	—	フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物
	ポリ塩化ビニル	ジブチルスズ化合物、クレゾールリン酸エステル、塩化ビニル	蒸発残留物
	ポリエチレン	—	蒸発残留物
	ポリプロピレン	—	蒸発残留物
	ポリスチレン	揮発性物質	蒸発残留物
	ポリ塩化ビニリデン	バリウム、塩化ビニリデン	蒸発残留物
	ポリエチレンテレフタレート	—	アンチモン、ゲルマニウム、蒸発残留物
	ポリメタクリル酸メチル	—	メタクリル酸メチル、蒸発残留物
	ナイロン	—	カプロラクタム、蒸発残留物
	ポリメチルペンテン	—	蒸発残留物
	ポリカーボネート	ビスフェノールA、ジフェニルカーボネート、アミン類	ビスフェノールA、蒸発残留物
	ポリビニルアルコール	—	蒸発残留物
ポリ乳酸	—	総乳酸、蒸発残留物	

\*1：試料中に存在する化合物量を測定する試験。

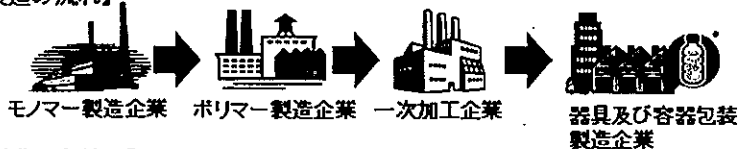
\*2：定められた溶出条件において試料から溶出する量を測定する試験。

ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂についても規格基準が設定されている。

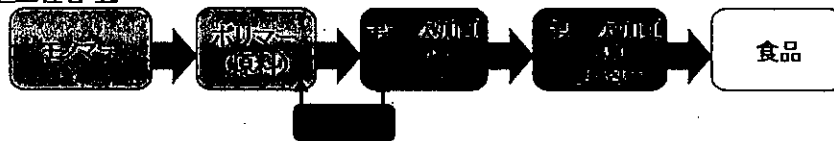
※食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）（抜粋）

### 食品用器具及び容器包装の現状

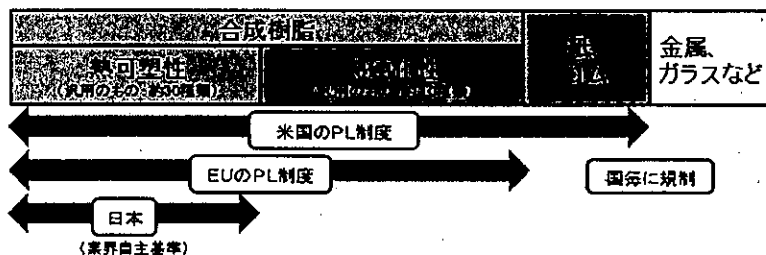
【製造の流れ】

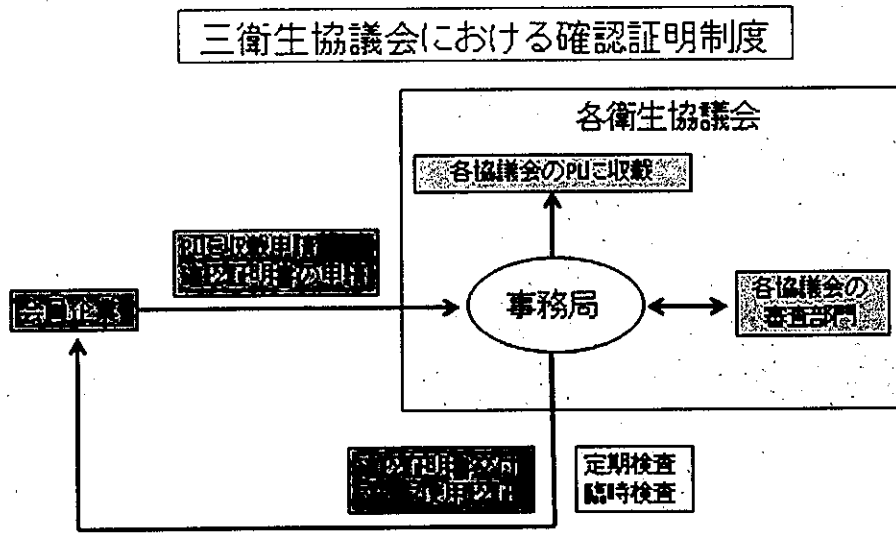


【製造工程管理】



【食品用器具及び容器包装に使われる材質】





# 中間取りまとめ (概要)

食品用器具及び容器包装の規制に係る新たな制度設計等を検討するため「食品用器具及び容器包装の規制のあり方」に係る検討会を開催した。本検討会でPL制度の導入とその法制化を含めた制度のあり方を検討したが、PL制度の円滑な導入のためには、我が国における評価法や運用体制の整備、原材料等に関する幅広い情報収集が必要であるなど、環境整備が前提となる。また、法制化には課題も多くこれらの検討にも時間を要する。このため、PL制度の導入に向けて課題の整理や、当面、実施可能で重要と考えられる施策を取りまとめたので報告する。

## 背景

- ◆ 我が国の食品用器具及び容器包装については、安全性に懸念のある物質について規格基準を定めるといふ法規制に加え、業界の自主規制による安全性確保への貢献により、これまで大きな健康被害は発生していない。しかしながら、欧米等がポジティブリスト(PL)規制を導入する一方で我が国では導入していないため、外国で使用が認められない化学物質が用いられても直ちに規制ができない。
- ◆ このため、欧米の規制の実態や我が国の業界団体が実施する自主管理の内容を調査検討し、食品用器具及び容器包装に使用される化学物質の管理方法のあり方を検討した。

## PL制度化への課題の整理

- (1) リスク管理すべき化学物質  
原材料に使用されている化学物質の種類、毒性等の情報については必ずしも網羅的に把握されていない。
- (2) 企業間における情報提供  
原材料製造企業(川上企業)から製品製造企業(川下企業)に対して使用した原材料等の情報が適切に伝達される必要がある。
- (3) 事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保  
原材料の安全性や化学物質の食品への移行量を踏まえ、適切な製造管理を徹底することが必要である。また、行政等における実効的な履行確保が必要である。

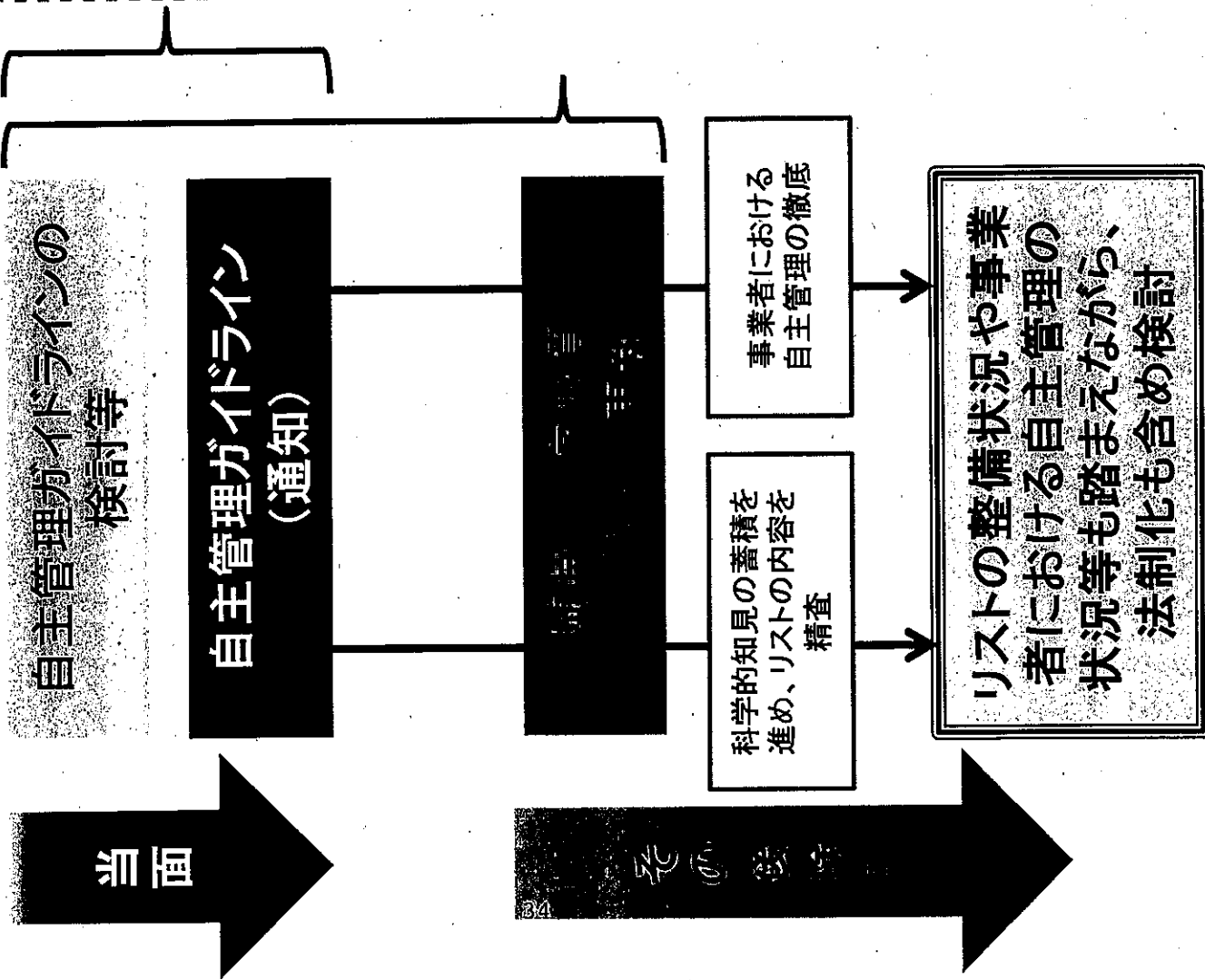
## 課題への対応と検討の方向性

- (1) リスク管理すべき化学物質
  - ・ 業界の自主基準を含め化学物質の情報を幅広く収集・整理する。
  - ・ 科学的評価に必要なデータの範囲を検討する。
  - ・ 製品中の含有量から食品への移行量を把握する手法を検討する。
- (2) 企業間における情報提供
  - ・ 企業秘密を守りながら、製品に使用されている化学物質の情報等が適切に伝達されるよう、原材料購入の際に情報の提供を含めた契約を結ぶ。
  - ・ 原材料の安全性情報を伝達する方法として、業界の確認証明制度を活用した方策も考えられる。
- (3) 事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保
  - ・ 行政が事業者が取り組むべき事項についてガイドラインを提示することが考えられる。
  - ・ 最新かつ国際標準を踏まえた分析法の開発により効果的な検査を行う。
  - ・ 輸入品についても実行的な履行確保が可能となる仕組みを検討する。
- (4) その他
  - ・ 各国のPL制度の状況、輸入品の取扱方法、食品用器具及び容器包装に係る実態等を把握する。
  - ・ PL制度を導入する場合には、企業秘密に配慮する。PLに収載されるまでの間、製品への使用ができないため、新製品の上市に支障を来さないよう留意する。

## 当面の施策

- 食品用器具及び容器包装の科学的進歩に対応して、現状の規格基準の改定や、新たな合成樹脂の規格基準の検討を行うとともに、将来のPL制度の導入を見据え、以下の政策を進める。
- ◆ 事業者の自主的の管理の推進を図るため、製造管理や情報伝達に関する自主管理ガイドラインの検討を行い、公表する。ガイドラインに業界の自主基準の対象となっている化学物質のリストを取りまとめ、参考として添付する。
  - ◆ リスク管理すべき化学物質の情報、各国の制度、事業者の実態等を把握し、整理する。
  - ◆ 化学物質の食品への移行量の把握手法の開発や科学的評価に必要なデータ等について検討する。
  - ◆ 汎用性が高い添加剤や、安全性が懸念される添加剤の一方分析法の開発を進める。

# 器具及び容器包装に関する当面の対応について



## (自主管理ガイドラインの作成等)

- ◆ 製造管理手法や情報伝達に関する自主管理ガイドラインについて検討を行い、公表する。
- ◆ 自主管理ガイドラインに、自主管理に有用な情報として、業界の自主基準の対象となっている化学物質のリストを取りまとめ、参考として添付する。

## (原材料情報の追加・収集)

- ◆ リスク管理すべき化学物質の国内外の情報、原材料への使用実態等を把握し、整理する。
- (自主管理の実態等の調査)
- ◆ 事業者の実態や取組状況等を把握し、整理する。

## (現状の規格基準の改定等)

- ◆ 科学的進歩に伴い、現状の規格基準の改定や、新たな合成樹脂の規格基準を検討する。

# 自主管理ガイドラインの検討状況について

1. 「中間取りまとめ」の方針に基づき、自主管理ガイドライン(案)の検討を以下の厚生労働科学研究等により実施している。

平成27年度 厚生労働科学研究費補助金事業

「食品用器具・容器包装等に含有される化学物質の分析に関する研究」

分担課題 「合成樹脂製器具・容器包装の製造に係る自主管理ガイドライン案の作成」

研究代表者： 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長 六鹿 元雄

協力研究者： 国立医薬品食品衛生研究所 安全性予測評価部長 広瀬 明彦、  
その他業界団体、企業等からの有識者

2. 実施している研究等の内容

(1) 実態調査(平成27年度食品等試験検査費事業により実施)

食品用器具・容器包装の製造・品質管理・安全性及びそれらに関わる情報伝達に関する国内外の規制、規格、指針等を収集するとともに国内の関連事業者を対象としたアンケート及び聞き取り調査を実施。

(2) 自主管理ガイドライン案の検討

(1) 実態調査の結果を踏まえ、器具・容器包装の製造時における製造管理、情報伝達等に関する考え方を示したガイドライン案を検討中。併行して、業界の自主基準の化学物質のリストを取りまとめ中。

3. 今後の予定

本研究の結果を踏まえ、自主管理ガイドラインを通知として発出予定。また、通知には取りまとめた業界の化学物質のリストを添付する予定。



牛海綿状脳症（BSE）対策の現状について

平成28年3月1日  
監視安全課

1. 国内措置

(1) 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価では、以下のとおり記述されている。

- 2009～2015年にはBSEの摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなるものと推定。
- 当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。

その後もBSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、以下について昨年12月18日に食品安全委員会に諮問したところ。

- と畜場における健康牛の検査対象月齢の見直し

現行基準	→	諮問内容
48か月齢超		廃止*

※ ただし、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛に対する検査は継続。

- 特定危険部位（SRM）の範囲の見直し

現行基準	→	諮問内容
30か月齢超の脊柱		—
全月齢の扁桃		
全月齢の回腸遠位部		
30か月齢超の頭部 (舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)		
30か月齢超の脊髄		
		30か月齢超の頭部 (舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)
		30か月齢超の脊髄

(2) めん羊及び山羊のBSE対策について、本年1月、食品安全委員会から、以下の見直しを行った場合のリスクの差はあったとしても非常に小さく、ヒトへの健康影響は無視できるとの評価結果が通知されたことを踏まえ、関係省令等の見直しを行うこととしている。

- と畜場における健康畜の検査対象月齢の見直し

現行基準	→	評価結果
12か月齢以上		廃止*

※ ただし、生体検査において何らかの臨床症状を呈するめん羊及び山羊に対する検査は継続。

○ 特定危険部位（SRM）の範囲の見直し

現行基準	評価結果
全月齢の扁桃	12か月齢超の扁桃
全月齢の脾臓	全月齢の脾臓
全月齢の小腸及び大腸	全月齢の回腸
12か月齢以上の頭部 (舌、頬肉及び扁桃を除く。)	12か月齢超の頭部 (舌、頬肉及び皮を除く。)
12か月齢以上の脊髄	12か月齢超の脊髄
12か月齢以上の胎盤	—



## 2. 国境措置

### (1) 牛肉及び牛内臓等

以下のBSE発生国について、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえ、一定月齢以下の牛であること、SRMの除去等を条件として輸入再開。（下線は昨年以降に再開した国）

〔 米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランド、ブラジル、ル、ノルウェー、デンマーク 〕

以下の国については、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえ、輸入条件協議中。

〔 スウェーデン（P）、スイス及びリヒテンシュタイン、イタリア 〕

### (2) めん羊及び山羊

本年1月の食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえ、BSE発生国のうち、牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国から、SRMを除去したものについて輸入を再開することとしている。



## 輸入食品監視指導計画について①

### 輸入食品監視指導計画とは

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等の監視指導について、毎年度、国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

### ※輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

## 輸入食品監視指導計画について②

### ❖ 輸入食品監視指導計画の主な内容

- ◆ 重点的に監視指導を実施すべき項目  
検査命令、モニタリング検査 等
- ◆ 輸出国における衛生対策の推進  
二国間協議、現地調査、わが国の食品安全規制の周知 等
- ◆ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導  
自主検査の指導、食品衛生に関する知識の普及啓発 等
- ◆ 法違反が判明した場合の対応  
法違反が発見時の対応、再発防止指導、悪質事例の告発 等
- ◆ 国民への情報提供  
計画に基づく監視結果の公表、リスクコミュニケーションの実施 等

# 平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について①

モニタリング検査計画数 96,000件（前年比1,000件増）

※統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率、違反届出件数及び輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案して策定

検査項目	28年度計画件数（案）
残留農薬	25,300
抗菌性物質等	14,100
成分規格（大腸菌群等）	13,600
添加物	13,000
カビ毒（アフラトキシン等）	6,200
遺伝子組換え	700
放射線照射	600
病原微生物（サルモネラ等）	12,500
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合計	96,000

## 平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について②

### 重点的な監視指導を実施する際の主なポイント

- ① 病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施
- ② ポジティブリスト制度の着実な施行のため残留農薬検査等の継続
- ③ 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた加工食品の成分規格に係るモニタリング検査等の継続
- ④ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保

## 平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について③

TPP発効等に備えた監視体制の整備

TPP参加国、経済連携協定締結国の食品衛生に係る情報収集

輸入動向に応じた監視体制の整備

我が国の食品衛生規制の周知

輸出国における安全対策の推進

「輸入食品等事前確認制度」をHACCPによる衛生管理を要件とする制度『輸出国登録施設制度』に改め、普及させることにより、輸出国における安全対策を推進する。

HACCPの導入状況等について情報収集を行う。

## 平成28年度輸入食品監視指導計画（案）策定に係る手続

- ◆ パブリックコメント  
1月26日～2月24日の間募集：結果は別紙参照
- ◆ リスクコミュニケーション  
大阪（1月26日）及び東京（2月1日）にて実施
- ◆ 今後のスケジュール  
官報掲載、検疫所宛通知、厚労省ホームページ掲載等：3月下旬

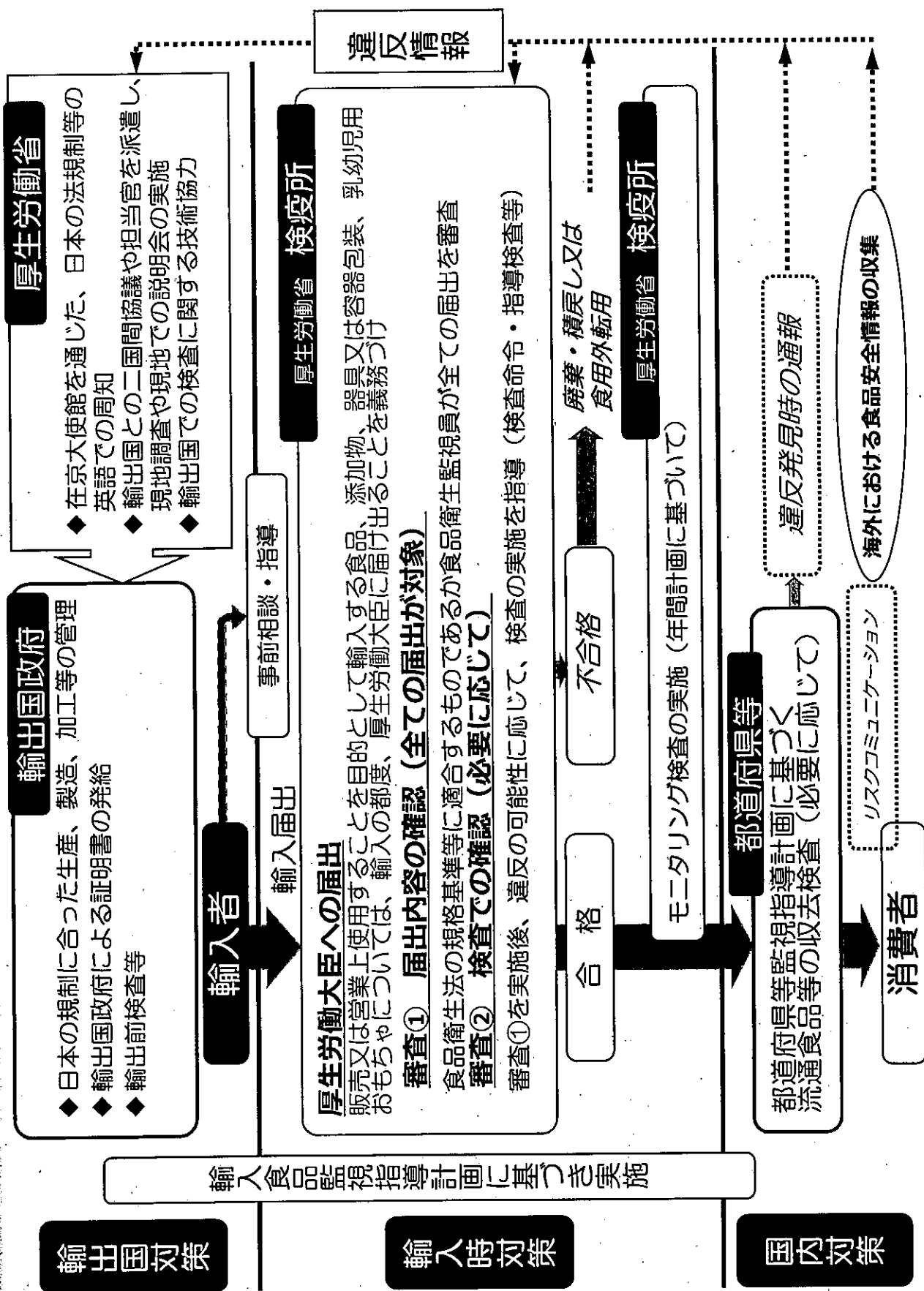
## (参考) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)

### 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

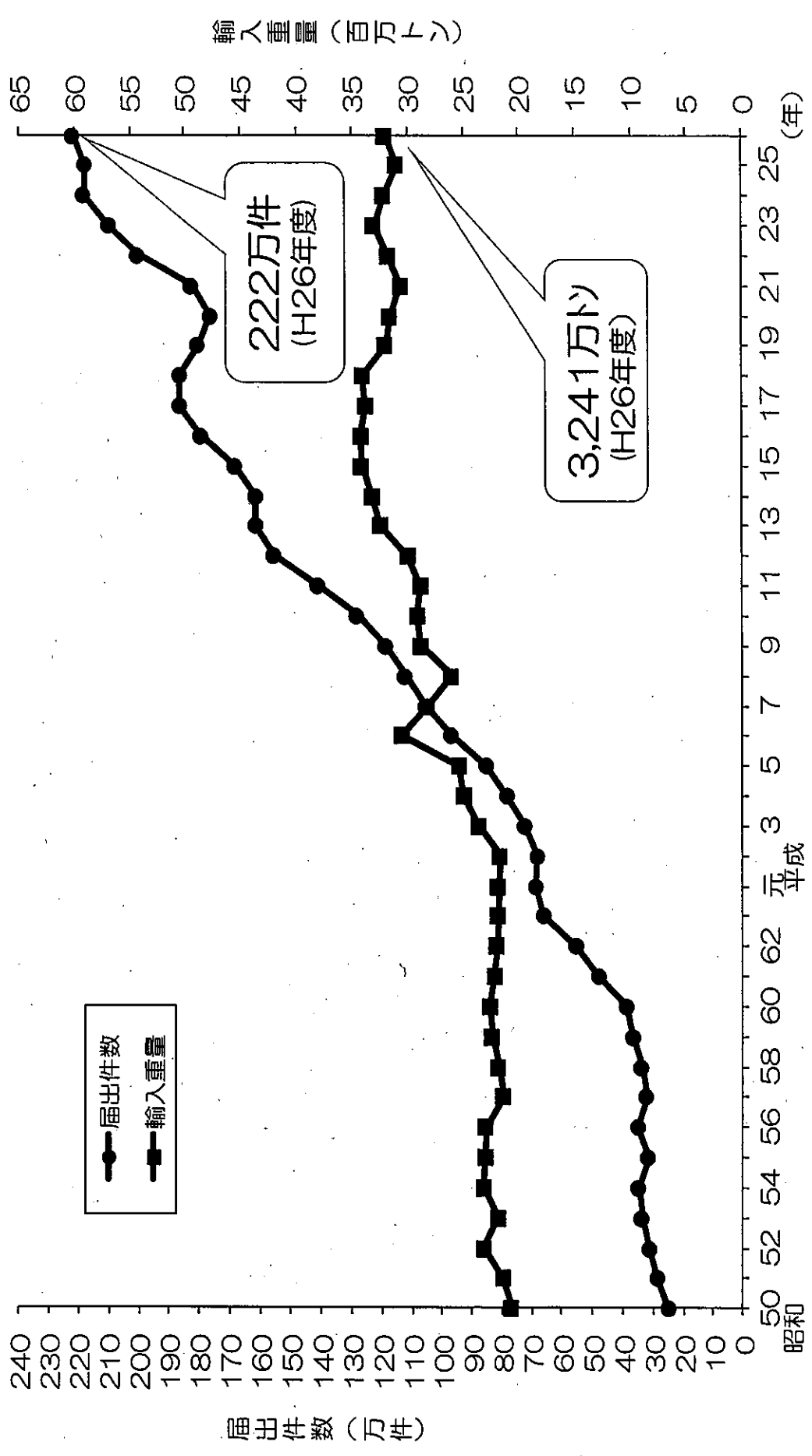
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
  - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
  - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

# 監視体制の概要



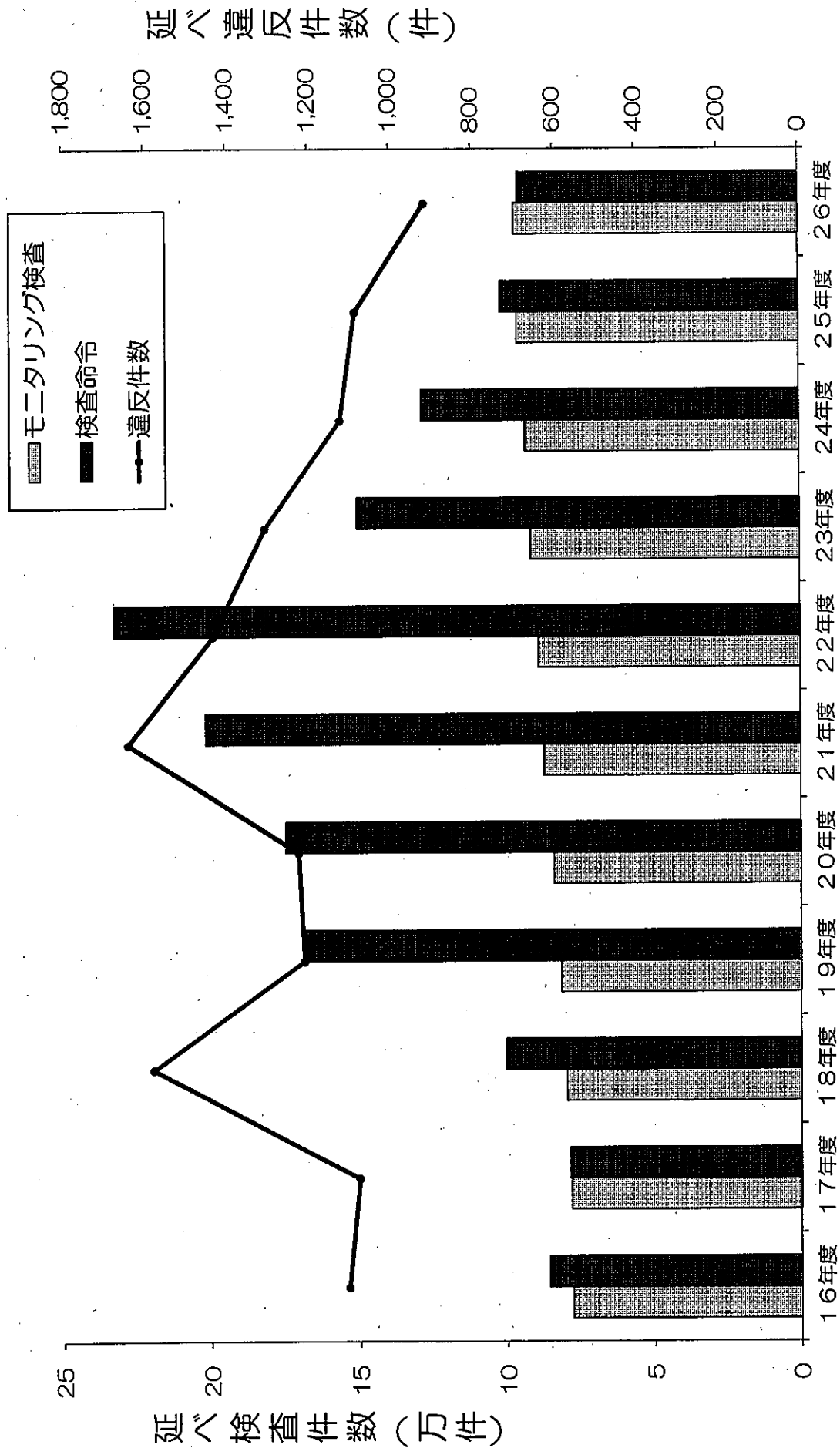


# (参考) 食品等の輸入届出件数・重量推移



\*昭和50年から平成18年は年次、平成19年以降は年度

# (参考) 輸入時の検査体制の概要



※届出1件当たり複数の検査項目を実施している場合があることから延べ数とした。

## 平成 28 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 28 年 1 月 26 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### 序文

#### 【平成 27 年度計画に基づく施策の実施状況の概要】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査等を実施
- 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理に関する現地調査を実施

#### 【平成 28 年度計画において取り組む施策】（下線部：新たに盛り込んだ事項）

- 環太平洋パートナーシップ協定を含めた経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集、輸入動向に応じた監視体制の整備
- 海外での検出情報等を踏まえた、病原微生物（サルモネラ等）に係るモニタリング検査の着実な実施
- ポジティブリスト制度の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直し
- 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた加工食品の成分規格（大腸菌群等）に係るモニタリング検査を引き続き重点的に実施するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、自主的な安全管理等を指導
- 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し、チェックリストを用いた輸出国段階における自主的な安全管理を指導
- BSE に関し、現地調査及び輸入時検査を通じた輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況の検証
- 現行の輸入食品等事前確認制度に HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理の要件を加え、輸出国登録施設制度とし、これを輸出国政府、生産者等に対し周知、普及することにより、輸出国における安全対策を推進
- 計画的な輸出国の対日輸出食品に関する制度調査の実施

### 1. 目的

輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### 2. 適用期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 3. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階

において適切な措置を講じることにより行わなければならない) の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

#### 4. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup> (平成28年度計画: 約9万6千件)
- 検査命令<sup>※2</sup> (平成27年9月30日現在: 全輸出国の17品目及び29カ国・1地域の75品目)
- 包括的輸入禁止規定<sup>※3</sup>
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

#### 5. 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた政府担当者及び生産者に対するわが国の食品安全規制の周知
- 輸出国登録施設制度の周知、普及

#### 6. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導 (いわゆる輸入相談)
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成及び保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

#### 7. 法違反が判明した場合の対応

- 輸入時・国内流通時の検査で法違反が発見された場合の対応
- 再発防止のための輸入者に対する指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分
- 悪質事例の告発
- 違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県の連携並びに実施の手順

#### 8. 国民への情報提供

- 輸入食品監視指導計画及び計画に基づく監視結果の公表
- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスクコミュニケーションの実施

#### 9. その他

- 人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検

※1: 食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2: 違反の可能性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。

## 平成28年度輸入食品監視指導計画（案）

平成26年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約222万件、輸入重量が約3,241万トンであった。農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっている。

これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成27年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査機器の整備による輸入時の検査項目の拡充を図り、モニタリング検査（食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。以下同じ。）、検査命令（法第26条第2項又は第3項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。以下同じ。）等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における安全対策の適正化を推進するため、計画的な輸出国の対日輸出食品に関する制度調査並びに個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。

これらの取組について、平成27年12月に公表した平成27年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）では、平成27年4月から9月までの速報値として、輸入届出件数は約113万件、輸入重量は約1,142万トン、検査件数は約10万2千件であり、うち法違反件数は431件であった。平成28年度においては、これまでの施策を更に進めるとともに、モニタリング検査については、平成27年度のモニタリング検査結果、輸出国の規制及び安全管理体制に係る調査（以下「制度調査」という。）結果等を勘案して見直しを行う。具体的には、海外での検出情報等を踏まえた病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施、農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直しを行う。特に冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、加工食品の成分規格に係るモニタリング検査を引き続き重点的に実施するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について（平成20年6月5日付け食安発第0605001号厚生労働省

医薬食品局食品安全部長通知)」の別添1「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づくチェックリストを用いた輸出国段階における自主的な安全管理等を指導する。さらに、輸出国に対し、生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、現地調査を行う。

なお、BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保については、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。

また、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）を含めた経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報の収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備を行うこととする。TPP参加国を中心として、輸出国の政府担当者及び輸出国の生産者、製造者、加工者等（以下「生産者等」という。）に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催する。

これらの取組に加え、現行の輸入食品等事前確認制度にHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理の要件を加え、輸出国登録施設制度とし、これを輸出国政府、生産者等に対し周知、普及することにより、輸出国における安全対策を推進する。あわせてHACCPの導入状況等、制度調査の計画的な実施に努めていくこととする。

## 1 目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

## 2 本計画の適用期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

## 3 輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、次の措置を講ずる。

- (1) 本省は、輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者、生産者等へ提供し、本省のホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等

を実施する。

- (2) 本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第 8 条又は法第 17 条の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。
- (3) 本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第 55 条第 2 項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。
- (4) 本省は、法違反が判明した際には、法第 63 条に基づき違反事例の公表を行う。
- (5) 検疫所は、法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条第 1 項又は法第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）への適合状況を始めとする法への適合について確認する。
- (6) 検疫所は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。
- (7) 検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第 26 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。
- (8) 検疫所は、輸入者が食品等事業者の責務として、自主的な安全管理を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。
- (9) 検疫所は、法違反が判明した際には、廃棄指導等の措置を講ずるとともに、輸入者への指導等、再発を防止するための措置を講ずる。
- (10) 輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

#### 4 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

##### (1) 法第 27 条の規定に基づく輸入届出による確認

検疫所は、法第 27 条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第 6 条各号、第 9 条第 2 項又は第 16 条に該当する食品等でないこと、法第 8 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第 10 条の規定に基づき定められた添加物であること及び規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出の



ほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収等により確認する。

(2) 法第 28 条第 1 項の規定に基づくモニタリング検査

検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視し、法違反が発見された場合には輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的とする。

① モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率、輸入届出件数及び輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目（以下「モニタリング計画」という。）を定める。また、ポジティブリスト制度を着実に施行するため、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例等を勘案しモニタリング計画を策定する。特に冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、加工食品の成分規格に係るモニタリング検査を引き続き重点的に実施する。

さらに、制度調査結果、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生、不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング計画を見直す。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があるため、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的にモニタリング検査を実施する。

平成 28 年度のモニタリング計画は、別表第 1 のとおりとする。

② モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画に規定された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所ごと又は食品群ごとの検査計画の実施が困難と判断する場合等にあっては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ当該年度中にモニタリング計画の見直しを行う。

③ モニタリング検査の強化等

本省は、輸出国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報

を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合又は都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合にあつては、必要に応じて検疫所に対して当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、本省は、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における残留農薬等の管理体制を把握するため統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して実施する。

また、モニタリング検査の強化を開始した日から1年間を経過し、又は60件以上の検査を実施して同様の違反事例がない場合は、通常の見視体制とする。

(3) 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、初回輸入時の検査、輸送途中で事故が発生した場合の検査等、必要に応じて輸入食品等の検査を実施する。

(4) 法第26条第2項又は第3項の規定に基づく検査命令

① 検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合に、輸入者に対し検査命令を発動する。

なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

i 輸出国や我が国において健康被害が発生している場合若しくは健康被害が発生するおそれのある場合又はアフラトキシン、病原微生物等のモニタリング検査等の結果、法違反が発見された場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。

ii 残留農薬等について、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び安全管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

② 検査命令の解除

法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合にあつては、検査命令を解除し、通常の見視体制とする。

i 輸出国における原因究明及びそれに対応した輸出国での新たな規制、農薬等の管理体制の整備や検査体制の強化等の再発防止対策が講

じられた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。

- ii 残留農薬等に係る検査命令対象食品等であって、検査命令の通知の日以降、直近の法違反事例の判明した日（検査命令の通知の日以降に法違反事例がない場合は当該検査命令の通知の日）から2年間新たな違反事例がないもの又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、検査命令を解除する。その後、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して検査し、違反が発見された場合には、直ちに検査命令を発動する。

- (5) 法第8条第1項又は第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置  
特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率がおおむね5%以上であること、生産地における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

- (6) 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省及び輸出国政府と連携しながら海外からの食品安全上の問題について情報を入手し、主な事例についてはホームページに掲載する。また、我が国への法違反食品等の輸入の可能性がある場合には、当該食品等の我が国への輸入状況を調査し、輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等によるその流通・在庫状況の調査及び必要に応じ輸入者等に対する検査、回収等を指示するとともに、検疫所に検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

## 5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、以下の取組により輸出国における安全対策の推進を図る。

- (1) 我が国の食品安全規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品安全規制、検査命令の対象食品、モニタリング検査の強化食品、本計画及びその監視指導の結果を英訳して情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行

政法人国際協力機構が実施する食品安全規制に関する研修会、輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者、生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

(2) 二国間協議、現地調査等

本省は、輸入時に検査命令が実施されている食品等のほか、法違反の可能性が高い食品等については、輸出国政府等に対し、法違反の原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請し、輸出国の生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

平成 27 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）によれば、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等による法第 6 条各号違反、残留農薬、動物用医薬品及び微生物等に係る法第 11 条第 2 項又は第 3 項違反等の事例が違反事例の大多数を占めている。平成 28 年度においても、当該違反事例の多い国及び我が国への輸出量の多い国を中心に計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。また、輸入牛肉等の安全確保のため、輸出国における生産等の段階での安全対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、当該輸出国における対策の確認を行う。

さらに、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により署名が行われた「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、閣僚級会議を開催し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。

(3) 技術協力等

本省及び検疫所は、残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等を行う。

(4) 輸出国登録施設制度の普及等

本省は、HACCP による衛生管理を踏まえた輸出国の安全対策を推進するため、現行の輸入食品等事前確認制度に HACCP による衛生管理の要件を加え、輸出国登録施設制度とし、これを輸出国政府、生産者等に対し、周知、普及することにより、輸出国における安全対策を推進する。また、輸出国における HACCP の導入状況等について情報収集を行う。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

輸入者を含む食品等事業者は、食品安全基本法第 8 条第 1 項において、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、

食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するとされている。また、法第3条第1項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、必要な知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の措置を講じるよう努めなければならないこととされている。

これらを踏まえ、法違反を未然に防止するため、検疫所は、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な安全管理の推進を図る。

(1) 輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品安全上の規制、輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な安全管理を推進する観点から、輸入食品等の違反や衛生問題の情報、新たに制定された規格基準及び輸出国の食品安全に関する規制を輸入者に対し適時適切に提供するとともに、輸入者が自ら輸入食品等の安全性確保に努めるよう、講習会、輸入届出時等において指導を行う。

輸入者に対する基本的な指導事項は、別表第2のとおりとし、輸入者が取り扱う具体的な輸入食品等の輸出国、品目に応じ、更に必要な事項について指導を行う。加工食品にあつては、加工食品ガイドラインに基づき、輸入者に対し、輸出国の食品安全関連規制の整備及び施行の状況や製造者の安全管理の水準等を勘案して、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないことを確認するとともに、加工食品ガイドラインのチェックリスト等を用いて原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

あわせて、生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うよう指導するとともに、特に継続的に輸入する場合にあつては、原材料、製造方法等に変更がないこと及び届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認するよう指導する。

さらに、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等がなされた場合にあつては、輸入者に対し検疫所等を通じ情報提供する。

(2) 輸入前指導の実施

輸入者に対し、(1)の指導事項を踏まえ、生産者等から必要な資料を入手するなど、事前に輸入する食品等の安全性や、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）により

規制される医薬品成分の含有の有無等を確認するよう指導する。特に輸入者が、食品等を我が国に初めて輸入しようとする場合、同種の食品で法違反事例又は衛生問題が確認されたものについては、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページ、講習会の実施等を通じて周知する。

また、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、輸入食品等が法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査により確認するよう指導する。

(4) 自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準及び添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導する。また、継続的に輸入する場合にあっては、(1)の指導事項を踏まえ、定期的に当該輸入食品等の規格基準及び添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の違反情報等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品衛生法第1条の3第2項の規程に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」の別添「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」を踏まえ、輸入者に対し、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入及び販売状況の記録等の適正な作成並びに保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録等を速やかに提供することが可能となるよう指導する。

(6) 輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上

輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、(1)から(5)までの指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者の食品安全に関する知識の習得に努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう

指導する。

また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談することを促すなど、情報提供を行う。

## 7 法違反等が判明した場合の対応

輸入届出のあった検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入者に対し、廃棄、積戻し若しくは食用外用途への転用（以下「廃棄等」という。）又は迅速な回収を行い、原因究明及び再発防止策を講じるよう指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を以下のとおり講ずる。

### (1) 輸入時の検査等で法違反が発見された場合

#### ① 法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

#### ② 法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、必要に応じて回収の命令等を行い、措置状況について報告を求める。

このため、輸入者による回収等が円滑に行われるよう、検疫所は、本省に法違反の輸入食品等に係る輸入時におけるロット構成、輸入者の名称、所在地その他の必要な情報（以下「法違反の輸入食品等に係る情報」という。）を速やかに報告する。

また、本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、法違反の輸入食品等に係る情報を通報するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反の輸入食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。また、本省は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、消費者庁との情報共有を図る。

### (2) 国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第 28 条第 1 項の規定に基づく収去又は検査をいう。）、販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反の輸入食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づ

き輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

(3) 再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

① 違反原因の調査及び報告

当該食品等の法違反の原因の調査を求め、結果が判明次第、報告を求める。法違反が発覚して3か月を経過しても原因が判明しない場合にあっては、調査の進捗状況の報告を求める。

② 輸入再開時の改善結果報告

同一製品を再度輸入する場合にあっては、①の原因の調査を求め、改善が図られたことを確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、法違反となった項目の輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

(4) 法第55条第2項の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者、法違反により健康被害を発生させ、若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因の改善及び再発の防止措置を講じさせること並びにその他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

また、本省は、「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について（平成18年1月10日付け食安発第0110003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」の別添「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）」に基づき、違反率がおおむね5%を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。検疫所は、違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

(5) 悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出や法違反又は法違反の可能性の高い食品等の不正輸入など、犯罪があると思料するときは、告発するとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

(6) 違反事例の公表



本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については1年間に限り公表する。）。また、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の回収、廃棄等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

## 8 国民への情報提供

本省及び検疫所は、ホームページ等により輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供する。

### (1) モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

### (2) 二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

### (3) 本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の8月を目途に公表する。また、4月から9月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

### (4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び関係府省庁と連携し、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行い、食品等の安全性について適切に理解されるよう努める。

### (5) その他

検疫所は、一般消費者を対象とした見学の受入れ等、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

## 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、地方厚生局の助言を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第1

食品群	検査項目 <sup>※1</sup>	項目別件数 <sup>※2</sup>	延検査件数 <sup>※2</sup>
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,900	4,280
	残留農薬	1,200	
	添加物	100	
	病原微生物	650	
	成分規格等	400	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,200	10,600
	残留農薬	1,700	
	添加物	1,200	
	病原微生物	3,600	
	成分規格等	1,900	
	放射線照射	30	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	2,600	5,480
	残留農薬	1,100	
	添加物	300	
	病原微生物	1,100	
	成分規格等	350	
	放射線照射	30	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,200	19,800
	残留農薬	4,100	
	添加物	1,900	
	病原微生物	4,700	
	成分規格等	4,900	
	放射線照射	30	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,600	16,970
	残留農薬	9,200	
	添加物	470	
	病原微生物	1,500	
	成分規格等	350	
	カビ毒	2,300	
	遺伝子組換え食品	450	
	放射線照射	100	
	放射線照射	100	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	600	19,050
	残留農薬	6,800	
	添加物	4,600	
	病原微生物	1,000	
	成分規格等	2,600	
	カビ毒	2,800	
	遺伝子組換え食品	250	
	放射線照射	400	
	放射線照射	400	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,100	6,000
	添加物	3,300	
	成分規格等	600	
	カビ毒	1,000	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	100	2,020
	添加物	1,100	
	成分規格等	650	
	カビ毒	170	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,800	1,800
検査強化食品分 <sup>※3</sup>	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射、SRM除去	10,000	10,000
総計（延数） <sup>※2</sup>			96,000

※1：検査項目の例

- ・抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバマイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物：腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等（病原微生物を除く。）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニパレンロール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射：放射線照射の有無

※2：検査件数は、抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の延検査件数の概数を示したものの。

※3：輸入時の法違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

	輸入時における危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む。)	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害、有毒物質の含有</li> <li>腐敗、変敗及び不潔・異物の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の受入れ、製造・加工行程等における有害、有毒物質等の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと</li> <li>塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと</li> <li>倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定外添加物の使用</li> <li>添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと</li> <li>使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること</li> <li>放射線照射による殺菌等が行われていないこと (ばれいしょの芽止めを除く。)</li> <li>製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称・割合等の生産・製造者への確認</li> <li>必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程、原材料等に変更がないこと</li> <li>定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認</li> <li>最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存基準の遵守</li> <li>事故の有無</li> </ul>
農産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフラトキシン、パツリン等のカビ毒 (穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫時及び輸送・保管時におけるカビの発生防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査によるカビ毒の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害、有毒植物の植物性自然毒 (シアン配糖体等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然毒の有無の確認</li> <li>製造・加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること</li> <li>有害、有毒植物の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による自然毒の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質汚染 (きのこ、ベリー類濃縮加工品、ハーブ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採取地域が放射性物質汚染地域でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>腸管出血性大腸菌 O157等の病原微生物 (生食用野菜)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留農薬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の使用状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫前後における農薬の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫後における農薬の使</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な用法及び用量の遵守</li> <li>定期的な試験検査による残留農薬の確認</li> </ul>	用の有無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性未審査の遺伝子組換え食品 (とうもろこし、パパイヤ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝子組換え食品の承認の有無</li> <li>安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認</li> </ul>	適正な管理
	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (生鮮野菜)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着色料、漂白剤等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	
畜産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>腸管出血性大腸菌 O157、リステリア・モノサイトゲネス等の病原微生物 (食肉、ナチュラルチーズ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質汚染 (トナカイ肉、ビーフエキス等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産地域が放射性物質汚染地域でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生証明書の不備 (食肉、食肉製品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産国及び輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生証明書の確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛海綿状脳症 (牛肉及び牛由来製品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産地域が輸入禁止対象国・地域でないこと</li> <li>特定危険部位を含まないこと</li> <li>輸入禁止対象国・地域由来の牛肉等の混入・使用がないこと</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛海綿状脳症 (めん羊肉、山羊肉等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産地域が牛海綿状脳症発生国でないこと</li> <li>特定危険部位を含まないこと</li> <li>輸入禁止対象国・地域由来のめん羊肉、山羊等の混入・使用がないこと</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況</li> <li>加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守</li> <li>定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (食肉)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着色料等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	
水産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>腸炎ビブリオ等の病原微生物 (切り身、むき身の生食用鮮魚介類等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策</li> <li>加工基準の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存基準の遵守</li> <li>微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生食用かきの成分規格、加工基準及び保存基準の不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存基準の遵守</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下痢性・麻痺性貝毒（貝類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による貝毒の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒フグの混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入が認められている魚種であること</li> <li>・魚種鑑別による異種フグの混入防止対策</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国政府機関が発行する証明書の確認</li> <li>・魚種鑑別による異種フグの混入がないことの確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入（南方産ハタ、ブダイ、カマス等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲海域の確認</li> <li>・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留動物用医薬品、残留飼料添加物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品の使用状況</li> <li>・加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守</li> <li>・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（鮮魚介類等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色料、一酸化炭素等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮紅色等の有無の確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒスタミン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料の受入時における確認</li> <li>・製造、加工工程等における温度管理が適切になされていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査によるヒスタミンの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒスタミンの生成による危害の発生を防止するための適切な温度等の管理</li> </ul>
いわゆる健康食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品成分の含有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医薬品成分を含まないこと</li> <li>・輸出国における食経験等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認</li> </ul>	
添加物及びその製剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定外添加物の使用</li> <li>・規格基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添加物の正確な名称、基原物質及び抽出溶媒の種類</li> <li>・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合</li> <li>・指定外添加物が使用されていないこと</li> <li>・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること</li> <li>・安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による成分規格の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存基準の遵守</li> </ul>
器具及び容器包装、おもちゃ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材質、形状、色柄、対象年齢及び用途の確認</li> <li>・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認</li> </ul>	

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について  
 (前回平成27年9月29日に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
			対象期間	意見	対象期間	意見	
9月29日	農薬	フルピラジフロン	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬	ガミスロマイシン	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	キンクロラツク	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	平成27年7月1日～平成27年8月30日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	1-ナフタレン酢酸	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	フルキサピロキサド	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	フルメツラム	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	平成27年8月25日～平成27年10月24日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	プロバクロール	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	平成27年7月1日～平成27年8月30日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	メピンホス	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	平成27年7月1日～平成27年8月30日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	動薬	プロバタンホス	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	平成27年7月1日～平成27年8月30日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	フルミオキサジン	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬 動薬	スピノサド	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬 飼添	ラサロンド	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	平成27年8月25日～平成27年10月24日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	動薬	豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)混合ワクチン	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	規格基準の設定不要
"	農薬	イタコン酸	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬 飼添	カルシフェロール及び25-ヒドロキシカルシフェロール	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬 飼添	L-カルニチン	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	グリセリン酢酸脂肪酸エステル	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ポリグリセリン脂肪酸エステル	平成27年9月4日～平成27年10月3日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	添加物	過酢酸製剤	平成28年3月中旬見込	—	平成28年3月中旬見込	—	

